

大阪市教育振興基本計画

目次

第1編 大阪市の教育改革

第1章 計画の位置付け

第1 これまでの教育行政

- 1 教育振興基本計画の策定 1
- 2 施策の成果と課題 1

第2 改革の必要性

- 1 大阪市教育局基本条例と大阪市立学校活性化条例の制定 3
- 2 市政改革・府市統合 3

第3 改革の推進

- 1 計画の位置付け 4
- 2 計画の期間 4
- 3 計画の構成 4

第2章 教育改革の推進

第1 基本的な目標 6

第2 改革の方向性 7

第3 改革に向けた施策の内容

- 1 カリキュラム改革 8
- 2 グローバル化改革 12
- 3 マネジメント改革 14
- 4 ガバナンス改革 16
- 5 学校サポート改革 19

第3章 計画の推進

- 1 連携協力の推進 22
- 2 計画の推進と進捗管理 22

第2編 25年度から28年度までに取り組む施策

第1章 施策の体系 24

第2章 施策の内容

第1 子どもの自立に必要な力の育成

- 1 学力の向上 25
- 2 道徳心・社会性の育成 27

3	健康・体力の保持増進	30
4	幼児教育の充実	32
5	特別支援教育の充実	33

第2 学校教育の質の向上

1	学校の活性化	35
2	教職員の資質・能力の向上	37

第3 市民が協働する仕組みづくりと生涯学習の支援

1	学校・家庭・地域の連携の推進	40
2	生涯学習の推進	41

参考

根拠法令	43
用語解説	44

参考資料

「大阪市教育振興基本計画策定有識者会議」開催要綱	49
「大阪市教育振興基本計画策定有識者会議」委員名簿	50

第1編 大阪市の教育改革

第1章 計画の位置付け

第1 これまでの教育行政

1 教育振興基本計画の策定

教育振興基本計画とは、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体が地域の実情に応じて定める、その地域における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

大阪市では、平成14年2月策定の「大阪市教育改革プログラム - 未来に向けてたくましく生きる『なにわっ子』の育成をめざして - 」の理念を継承するとともに、18年1月策定の「生涯学習大阪計画 ~ 自律と協働の生涯学習社会をめざして ~ 」と理念を共有する計画として、「大阪市教育振興基本計画 ~ “ええとこ” のばそ 大阪の教育 ~ 」を23年3月に策定しました。この計画では、大阪市の教育が23年度から32年度までの10年間でめざすべき目標像を明らかにするとともに、目標像に向けて5年間で取り組むべき施策を示しました。

大阪市では、この計画で定めた目標の達成に向け、23年度から施策を計画的かつ総合的に推進してきました。

2 施策の成果と課題

教育委員会では、平成23年3月策定の大阪市教育振興基本計画に沿って、年度ごとに「教育委員会事務局運営方針」を策定し、施策を進めてきました。そして、前年度における施策について成果や課題を点検・評価し、今後の方向性を示すため、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施してきました。

同計画に基づき推進した施策の成果と課題については、次に掲げるとおりです。

子どもの「生きる力」をはぐくむ教育活動の推進について、確かな学力の確立に関しては、全国学力・学習状況調査の結果から、習熟度別少人数授業を実施した領域で正答率が比較的高いなど、基礎・基本の定着に一定の成果が見られます。また、家で学校の宿題や授業の復習をしている児童生徒は増加傾向にあり、放課後等における児童生徒の自主学習支援の取組が功を奏していると認められます。このように同調査の諸指標は改善傾向にあるものの、全国平均との差は依然として存在しており、特に、文章や図表などを読み取ったり自分の考えをまとめて記述したりすることに課題が見られ、言語活動の充実を引き続き図っていく必要があります。また、24年度・27年度の同調査では理科が全国平均を下回ったところであり、授業における観察・実験を充実することで児童生徒の興味・関心を高めることの重要性が明らかになりました。これらのことを踏まえ、習熟度別少人数授業などの成果が認められる取組のさらなる改善・充実を図るとともに、ICTの活用や新しいカリキュラムの実証研究などの新たな取組を進めることで、取組の効果をさらに高めていく必要があります。

豊かな心の育成に関しては、道徳教育の充実やピア・サポート活動の推進などを通じて、全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、人が困っているときに進んで助けようとする児童生徒の割合は着実に増加しています。一方、将来の夢や目標を持っていると答える児童生徒の割合は減少している状況が見られ、あこがれの人物から教えを受けたり本物の文化に触れたりするといった体験的な活動のさらなる充実を図る必要があります。また、いじめ・不登校・児童虐待等の防止に向け、スクールソーシャルワーカーの配置や社会福祉士による相談窓口の開設などに取り組んできましたが、小・中学校における不登校の児童生徒の割合は依然として全国平均より高く、さらにいじめの問題が全国で注目される中で、学校園の取組を支援する施策の充実が求められています。

すこやかな体の育成に関しては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、状況の改善は見られるものの、依然として多くの種目で全国平均の水準を下回っており、体育の授業や行事などを通じて体力向上を図る必要があります。また、食育は小学校から取り組んでいます。中学校では家庭から弁当を持参しない日にパンやおにぎりなどの簡易な昼食で済ませている生徒が多いなどの状況が明らかになっており、全ての中学校で学校給食を実施し、小中一貫した食育を推進する環境を整備することが必要です。

特別支援教育に関しては、「大阪市立特別支援学校整備計画」に基づき、難波特別支援学校の移転・拡充、なにわ高等特別支援学校、東淀川特別支援学校の新設が完了し、大阪市立特別支援学校 12 校は、28 年 4 月に大阪府へ移管しました。今後は、本市の幼・小・中・高等学校において、特別支援教育にたずさわる全ての教員の指導力向上や指導・支援体制の充実を図っていく必要があります。各校園でインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実の状況について、調査・検証を実施しながら、取組を進めます。また、障がいのある子どもと保護者の意向を最大限尊重した就学相談・手続き等の方針の徹底を図ります。

高等学校教育に関しては、その特色化に向け、24 年 4 月に大阪ビジネスフロンティア高等学校を開校しました。一方、新たな大都市制度の移行に向けた協議の開始を受け、今後は、大阪市立の高等学校における特色ある教育の大阪府への継承も含め、大阪府域全体における高等学校教育の充実を図る枠組みの中で検討することが求められています。

質の高い学校教育の推進については、保護者や地域住民をはじめとする学校関係者による評価が全校で実施され、学校運営における検証・改善サイクルの仕組みが確立しています。今後は、計画の策定段階から学校関係者の参画を得て、保護者や地域住民などの意向をより反映した学校運営を行うこととともに、学校園が組織としての自主性・自律性を高めて特色ある教育実践を展開するために、校園長を中心としたマネジメントを確立していくことが重要となってきます。また、授業研究を伴う校内研修の年間平均実施回数が増加するなど、教職員の資質・能力を向上させる取組が組織的に進められています。そのような取組を促進するため、教員が互いに切磋琢磨し優れた教育実践を創る仕組みや、教員のやる気を引き出すための制度、校務負担を軽減するための環境などの整備が求められています。

生涯にわたる学習の支援や社会総がかりで子どもをはぐくむ活動の取組については、中

学校区における学校元気アップ地域本部を 25 年度に全校設置し、P T A や地域住民が学校の諸活動にボランティアとして参加する学校の割合は増加傾向にあります。小学校区におけるはぐくみネットとともに、引き続き学校園・家庭・地域の連携を推進することが必要です。

第 2 改革の必要性

1 大阪市教育行政基本条例と大阪市立学校活性化条例の制定

大阪市における教育においては、前節で述べたように、これまでの施策により一定の成果が見られるものの、依然としてさまざまな課題が存在します。

そのような状況を抜本的に改善するためには、これまでの教育のあり方を大胆に改革することが不可欠であるという観点から、大阪市は、平成 24 年 5 月に「大阪市教育行政基本条例」を、同年 7 月に「大阪市立学校活性化条例」をそれぞれ制定しました。

大阪市教育行政基本条例は、社会が多様化し激しく変化する中で、国際化の進展や未曾有の災害の発生等を踏まえ、子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備えるよう教育を行うことを掲げています。同条例では、そのような教育の実現に向け、教育行政におけるマネジメントを改革し、市長が教育委員会と協議して教育振興基本計画の案を作成して市会の議決を経て定めることを通じて、政治と行政が連携して教育の目標と施策の内容を決定するとともに、市長と教育委員会が共同して計画の進捗状況を点検評価し市会に報告することで、政治と行政が計画の進捗管理を行うことを定めています。また、開かれた教育行政を推進し、大阪市の教育の状況に関する情報を積極的に提供するとともに、市民の意向を的確に把握し教育行政に適切に反映するよう努めることとしています。

大阪市立学校活性化条例では、校園長が学校園の運営に係る最終的な意思決定を行い、教育委員会は校園長の予算や人事に関する意見を尊重することが明確にされるとともに、そのような校園長の権限と責任を担うことができる人物を広く募ることとされ、校園長を中心としたマネジメントの確立に向けた総合的な改革に取り組むことを定めています。併せて、保護者や地域住民などが学校運営に参加し、その意向を反映するための学校協議会を設置するとともに、学校運営に関する状況を積極的に情報提供することにより、開かれた学校運営を推進することとされています。

両条例の制定により大阪市における教育改革の方向性が定められ、これまでの施策実施の前提条件が抜本的に改められたことから、大阪市では、23 年 3 月策定の大阪市教育振興基本計画を改訂し、教育改革の方向性に沿った新たな施策の実施や制度の確立を計画に定めることとしたところです。

2 市政改革・府市統合

大阪市では、平成 24 年 7 月に「市政改革プラン - 新しい住民自治の実現に向けて - 」を策定し、「成長は広域行政、安心は基礎自治体」を基本に、大阪にふさわしい大都市制度の実現を見据え、「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)を追求した新しい住民自治と区政の実現、ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行政運営をめざしてきました。

教育行政においては、多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)を推進する観点か

ら、学校園・家庭・地域の連携をさらに進めるとともに、多様な区民の意見やニーズを教育行政に反映するために、区域内の行政を決定する区長と連携して取り組む必要があります。また、持続可能な行財政基盤の構築に向けて、施策の見直しを検討・実施することが求められています。

また、大阪府・大阪市では、広域行政の一元化や重複・類似事業の見直しを進めるとともに、府と市の戦略の一元化を進めているところであり、特に、類似・重複している施設・行政サービスの見直しは、27年度以降の新たな大都市制度移行時に合わせて行うこととされています。

大阪市教育振興基本計画の改訂では、これらの動きも見据えるとともに、学識経験者等で構成する大阪市教育振興基本計画策定有識者会議の意見を活用し、パブリック・コメントを通じて広く市民の皆様の幅広い意見を反映しながら、内容を検討しました。

第3 改革の推進

1 計画の位置付け

大阪市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項及び大阪市教育行政基本条例第3条の規定に基づき策定するものであり、同条例の前文で定めた大阪市における教育がめざすべき目標像や基本となる考え方を実現するため、教育の振興のための施策を総合的かつ体系的に位置付けるための計画です。市長と教育委員会は、この計画に沿って、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条及び第22条の規定による職務権限に基づき、適切な役割分担の下に施策の充実を図ることになります。

この計画は、大阪市における教育の振興のための施策を対象としています。この計画には教育に関連する他の分野の施策も記述していますが、それらの施策はそれぞれの施策体系を定めた計画に基づき実施するものであることから、この計画の推進に当たっては、それらの計画との整合性を図りながら施策を実施することとします。

2 計画の期間

この計画は、平成23年3月策定の大阪市教育振興基本計画を改訂するものです。23年3月策定の計画は23年度から27年度までに取り組むべき施策を示すものであったことから、この計画では残りの施行期間である25年度から27年度までに取り組む施策を定めることとしていましたが、この計画の施行期間を1年間延長し、28年度は、これまでの施策のうち効果が認められるものについて、一層推進拡大します。同時に、各施策についてデータに基づき厳密かつ丁寧な効果検証を実施し、新たな問題意識とともに、29年度以降の基本計画の策定に取り組めます。

3 計画の構成

大阪市教育振興基本計画では、大阪市教育行政基本条例第4条第4項の規定に基づき、大阪市における教育の振興のための基本的な目標、その目標を達成するための施策の大綱、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項、の3つを定めることとされています。

このことを踏まえ、この計画では、まず、大阪市教育行政基本条例の前文の趣旨を踏まえ、

大阪市における教育がめざすべき目標像や基本となる考え方を定めました。

次に、施策の大綱に関しては、25年度から28年度までに取り組む施策を定めていますが、大阪市教育行政基本条例と大阪市立学校活性化条例が示した教育改革を進めるための施策については、特にそれらを取り出して「第1編 大阪市の教育改革」で示すこととし、実施に当たってはこれを優先して取り組むこととします。また、第1編に記載した施策を含む全体像については「第2編 25年度から28年度までに取り組む施策」で示しており、そこでは、施策の分野ごとに具体的な目標、施策の趣旨、年度ごとの取組の概要を記載しています。

施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項に関しては、第1編で示しています。

第2章 教育改革の推進

第1 基本的な目標

この計画では、大阪市教育行政基本条例の前文に基づき、「めざすべき目標像」と、その達成に向けて教育にたずさわる全ての人々が共有すべき「基本となる考え方」を次のように掲げます。

めざすべき目標像

全ての子どもたちが学力を身に付けながら健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うようになることをめざします。

そのために、社会が多様化し激しく変化する中で、国際化の進展や未曾有の災害の発生等を踏まえ、子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備えるようにします。

基本となる考え方

- ・一人ひとりの子どもを、個人としての尊厳を重んじ、その意見を尊重するとともに、自由と規範意識、権利と義務を重んじ、自己の判断と責任で道を切り拓き、真理と正義を求め、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備え、グローバル化が進む国際社会において力強く生き抜くことができる人間としてはぐくむこと
- ・子どもたちが、我が国と郷土の伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた国と、自らが育ったこの大阪を愛し、大阪にふさわしい新しい文化の創造をめざすようになること
- ・教育行政においては、上記の教育が行われるよう、学校教育の円滑かつ継続的な実施のための支援、教員の能力・適性等の向上を図るための研修、家庭の教育力の向上の支援、青少年・成人に対する教育活動の振興に関する施策の推進に努めること

第2 改革の方向性

大阪市教育行政基本条例と大阪市立学校活性化条例には、これまでにはない新たな内容が盛り込まれています。

この計画は、両条例の趣旨に則り、大阪市の教育改革を計画的に推進するためのものです。大阪市の教育改革は、教育委員会が学校現場に詳細にわたって指示する、いわゆる上意下達の教育行政ではなく、校園長が予算・人事面における一定の権限を有し、実際に学校園をマネジメントすることができるようにする改革です。これによって、学校園は、子どもの最善の利益を第一とし、子どもが学力を身に付け、健やかに成長していけるようにする権限と責任を持ちます。また、学校園と教育委員会のいずれもが、説明責任を果たし、子どもや保護者の判断・選択を支援するとともに、市民の意向を的確に把握し、その協力を得ることが必要です。このため、市民に対して学校園の情報を提供し、保護者や地域住民等が学校運営に積極的に協力・参画できる環境を整備する改革です。

こうした改革により、基本的な目標を達成できるよう、改革の方向性を次の5点に整理し、その方向性に沿って、新たな施策の実施や制度の確立に向け、市会・市長・教育委員会の緊密な連携を通じて保護者や地域住民をはじめとする市民の意向を反映しながら取り組んでいきます。また、教育委員会は、本市の教育行政及び学校運営並びに両者の関係のあり方について、組織体制のみならず職員の職務及び人事を含め、現行制度の下で課題を検証し、その改革・改善を図っていきます。

カリキュラム改革

3つの目標（ええとこのばそ、たすけあおう、わかりあおう）を見据え、いかに社会が変化しようとする必要とされる学力、道徳心・社会性、健康・体力をはぐくみます。

グローバル化改革

国際共通語である英語を使えることをめざす教育の充実や、世界最先端のICT学習環境の活用により、グローバル人材としての基礎を育てます。

マネジメント改革

校園長がその権限と責任により自律的な学校運営を行い、子どもや保護者の意向に応え、学校園や地域の実情に応じた特色ある教育実践を創造し、学校園の活性化を図ります。

ガバナンス改革

保護者・地域住民をはじめとする市民に説明責任を果たすとともに、市民の参加を得られるよう、情報の積極的な提供、学校協議会の設置など開かれた学校運営を行います。

学校サポート改革

専門家の支援や業務の効率化などにより、教職員がその持てる能力を教育実践で十分に発揮できるよう支援します。

第3 改革に向けた施策の内容

1 カリキュラム改革

幼児期から義務教育修了までに、基本的な道徳心・規範意識を培います

道徳教育において、自由と規範意識や権利と義務を重んじ、自己の判断と責任で道を切り拓き、真理と正義を求め、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性をはぐくみます。

具体的には、幼児期から小・中学校を通じた義務教育修了までの期間に、基本的な道徳心・規範意識を培い、例えば、「人に親切にする」、「嘘をつかない」、「法を犯さない(ルールを守る)」、「勉強する」など、社会で生きる上で身に付けておかなければならない普遍的な事柄についても明確化して繰り返し指導するとともに、「やってはいけないこと」(問題行動)とこれに対して「学校等が行う措置」を明示した「学校安心ルール」により、最低限守るべきルールについて一貫性をもって指導します。

25年度	26年度	27年度	28年度
幼児期及び義務教育の期間を通じて普遍的な規範等を指導			

新たな幼児教育カリキュラムを編成・実施します

幼児期は、社会の一員として生きていくための道徳心・社会性、知性や体力の基礎を培う重要な時期です。

ところが近年、子どもが幼児期においても身に付けておくべき自制心や規範意識が不足し、基本的な生活習慣が定着していないなどの課題が指摘されています。それに伴い、小学校に入学した直後に「教員の話を受けない」、「授業中座ってられない」などの状態が続いて授業が成立しないといういわゆる「小1プロブレム」が全国的な問題となっています。

そこで、基本的な生活習慣と道徳性の芽生えを培い、規範意識を育てることを重点に、幼児教育において、「やるべきこと」や「やってはいけないこと」など、普遍的な規範を明確化して繰り返し指導することや、知(学ぶ意欲)・徳(規律)・体(体力の向上)をバランス良くはぐくむことを重視したカリキュラムを幼稚園と保育所が合同で研究・開発し、周知します。また、25年9月に取りまとめた「幼児教育の改革のための基本的な考え方」に基づき、「幼児教育センター」の設置を検討し、幼児教育の質の向上のための機能を強化します。さらに、小学校との組織的な連携を深めることにより、幼児教育における取組の充実を図ります。

25年度	26年度	27年度	28年度
幼保合同研究協議会を設置し、規範と知・徳・体を重視したカリキュラムを協議・編成	編成したカリキュラムを市立の幼稚園・保育所で試行・検証	市内の幼稚園・保育所等へカリキュラムを周知	

ICTを活用して協働学習や個別学習などの充実をめざす「大阪市スタンダードモデル」を策定します

グローバル化が急激に進展するとともに、社会や経済の発展の基盤として知識がますます重要となる知識基盤社会の時代においては、基礎的・基本的な知識や技能の習得はもとより、知識や技能を活用しながら、自ら論理的に考え、個人やグループで課題を解決していく力、そして生涯にわたって学び続ける意欲を身に付けておく必要があります。

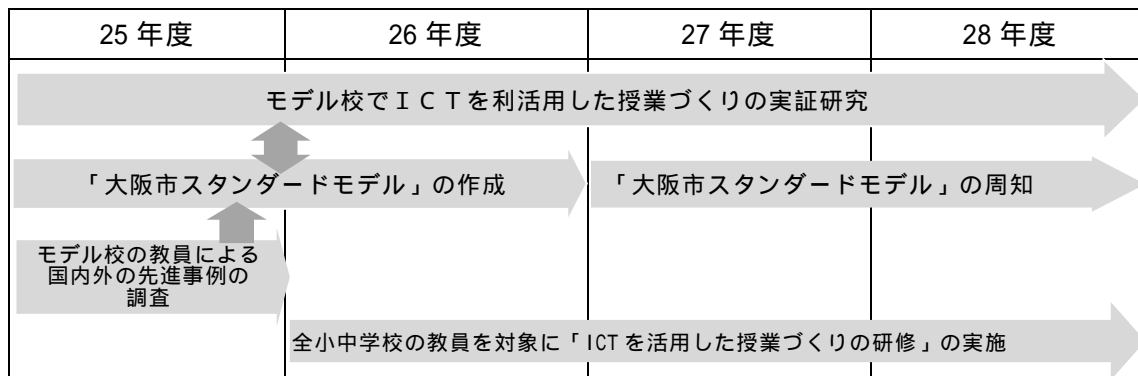
大阪市では、学校にタブレットPC、電子黒板、ネットワーク、デジタル教科書その他の学習コンテンツなどを含む最先端のICT学習環境の整備を図ります。このICT学習環境を日常的な授業で活用しながら、個別学習ツールを取り入れて繰り返し学習することなどによる「基礎的・基本的な知識・技能の習得や学習習慣の確立」、プレゼンテーションソフトを使って調べたり考えたりした内容を発表することなどを通じた「思考力・判断力・表現力の育成」、新しい単元に入るときにこれから学習する内容を映像で見て興味・関心を高める「学習意欲の向上」、インターネットや百科事典ソフトを活用した調べ学習や、テレビ会議システムによる遠隔地や海外の学校とのコミュニケーションなどを通じた「情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための資質の育成」を図ります。

そのため、モデル校において、大学や企業等外部の協力も得ながら、ICTを利活用した授業づくりの実証研究を行います。

特に、一人ひとりの児童生徒が授業でタブレットPCやデジタル教科書を使える環境を整備し、学習コンテンツを選定・開発することで、指導者が児童生徒の習熟の状況に応じた指導を行う「個に応じた教育」や、問題の考え方をタブレットPCで表示してグループで教え合うような「協働学習」、タブレットPCのカメラで撮影した映像を示しながら自らの体験を説明することを取り入れた「言語活動の充実を図る授業」など、ティーチング・メソッドの充実を図るための実証研究を行います。併せて、一斉・協働・個別学習の各場面でタブレットPCとデジタル教科書等を活用し、自分のペースで納得しながら学習を進めるラーニング・メソッドについても研究します。

なお、これらの実証研究に取り組むモデル校については、教員の公募制度や希望転任（いわゆるFA制）（14ページ参照）を活用します。

それらの研究の成果を踏まえ、本市の全ての学校・教員・児童生徒が活用できるよう、各学校に整備するハード・ソフト両面でのICT学習環境、人的支援のあり方、実践事例やカリキュラムをまとめた「大阪市スタンダードモデル」を策定・周知し、最先端のICT学習環境を活用した教育の全市展開をめざします。



カリキュラムのイノベーションにつながる研究を進めます

教育効果が見込まれるカリキュラムの開発・普及を推進するため、全市展開を視野に入れ、大学や企業等の外部の協力も得ながら、モデル校での実施などの実証研究を行い、成果や課題を検証します。

なお、これらの実証研究に取り組むモデル校については、教員の公募制度や希望転任（いわゆるFA制）（14ページ参照）を活用します。

- ・ 中学校の国語・数学・英語・理科で1年間を通じた習熟度別授業の実施
(27年度末まで)

- ・ 国語・算数・数学をはじめ各教科・領域等における言語力や論理的思考能力の育成に重点化した取組の実施

- ・ 小学校1年生から6年間を見通した理科教育の充実

(1年間を通じた習熟度別授業のモデル実施)

25年度	26年度	27年度	28年度
中学校のモデル校で1年間を通じた習熟度別授業を実施・検証（8校程度）			（効果検証をもとに指導方法・指導体制の改善を推進）

(言語力や論理的思考能力の育成)

25年度	26年度	27年度	28年度
国語・算数・数学をはじめ各教科・領域等における言語力等の育成を図るためのモデル校の設置・効果検証（小学校4校程度、中学校2校程度）			

(小学校1年生から6年間を見通した理科教育の充実)

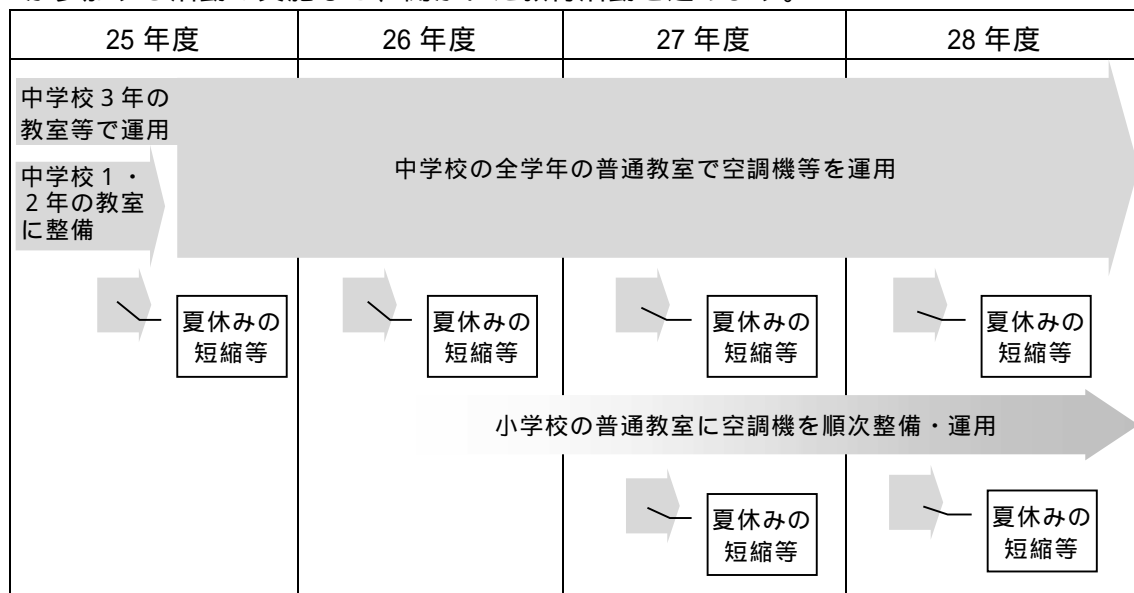
25年度	26年度	27年度	28年度
系統的な生活科・理科の教育内容の検討、モデルカリキュラム策定に係る研究及び周知			
		モデル校への人的支援と効果検証（3校程度）	

小学校から中学校に進学する段階で学級担任制から教科担任制に移行することに伴う子どもの学習面・生活面などのつまずきを解消するため、小・中学校で連続した指導を行うことを図る観点から、小学校の高学年における教科担任制の導入について、施設一体型小中一貫校で一部の教科で実施するとともに、隣接型の小中一貫した教育を実施する小学校では一部の教科で段階的に実施することを検討します。

25年度	26年度	27年度	28年度
小中一貫した教育に係る研修の開催、研究実践の支援、実践事例の紹介			
施設一体型施設の改修 教育課程の検討	やたなかむくのき開校 施設一体型施設の改修、教育課程の検討	いまみや開校 施設一体型施設の改修 教育課程の検討	（29年度日本橋、30年度南港南開校予定）

小・中学校の教室に空調機等を設置し、学習に集中できる良好な環境を整備することで、それぞれの学校で独自に夏休みを短縮したり、短縮授業を行わないようにしたりするなど、授業の時間をさらに確保できるようにします。

また、土曜を活用し、学校の特色や実態に応じて、授業の公開や保護者・地域住民が参加する活動の実施など、開かれた教育活動を進めます。



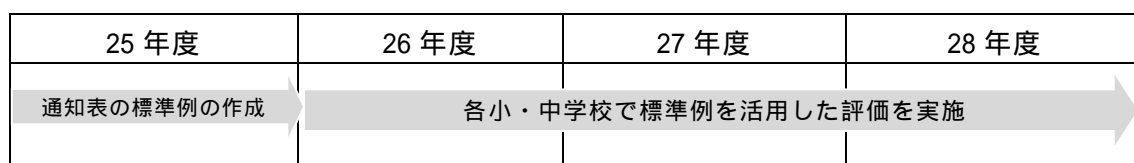
組織的かつ継続的な学力向上検証改善サイクルの確立を図ります

各学校において学力向上推進委員会等を立ち上げるとともに、「大阪市小学校学力調査」(仮称)等を実施することで、児童一人ひとりの学習理解度及び学習状況を客観的・経年的に把握・分析し、学校における授業改善や個に応じたきめ細かな指導の充実、学習状況の改善等を図り、組織的かつ継続的な学力向上検証改善サイクルの確立を図ります。また、学力や生活指導等において課題を有する学校に対しては、予算・人事面等で支援します。

通知表改革:学びの評価を客観的なものにします

通知表における学力評価については、教科ごとに、知識・理解や思考・判断等の能力に関する到達度の評定と、関心・意欲・態度の評価を区分して標準例を作成し、各小・中学校に示します。なお、知識・理解や技能・能力の到達度の評定については、到達度テスト・定期テスト(中学校)、平常テストなど客観的データを活用します。

また、中学校での学習の成果が高等学校入学者選抜において公正・公平に評価されるよう、大阪府教育委員会の府内統一ルールによる学校間の公正・公平性の担保に加え、「大阪市統一テスト」の活用により生徒間の公平性を担保していきます。



健全な食生活の確立に向けて食育を進めます

生涯にわたり心身の健康を維持・管理するためには、望ましい食生活など健康な生活習慣を身に付けることが重要です。大阪市では小学校から食育に取り組んでいますが、中学生は家庭から弁当を持参しない日にパンやおにぎりなどの簡易な昼食で済ませていることが多く、保護者も昼食の選択を子どもに任せているといった状況が明らかになっています。

このように、子どもへの指導や保護者への啓発などの取組だけでは限界があることから、全ての中学校において学校給食を実施し、小中一貫した食育を推進する環境を整備していきます。

25年度	26年度	27年度	28年度
全ての中学校へ学校給食を段階的に導入 27年度からは学校調理方式(自校調理方式・小中親子方式)へ順次移行			

2 グローバル化改革

「英語イノベーション」：小学校1年生から大阪独自の英語教育に取り組みます

世界的な競争と協働が進む現代社会において、豊かな語学力を身に付け、海外に日本の文化を発信するとともに、外国の文化を理解・尊重し、国際社会で活躍できる人材、大阪が世界とともに発展することに寄与する人材を育てることは重要です。英語は、国際共通語であり、グローバル化する社会を生きる子どもたちの可能性を広げるツールとなるものです。

「英語イノベーション」は、積極的に自分の考えや意見を伝えることができる英語コミュニケーション能力を育成する英語教育強化を図り、中学校卒業段階で英検3級程度以上の英語力を有する生徒の割合を35%以上にすることをめざします。具体的には、小中一貫した教育のもと各中学校区にネイティブ・スピーカーを配置することで、生きた英語を学ぶ機会を増やすとともに、外国の文化に対する関心や理解を深め、グローバル化に対応できる人材育成につなげます。

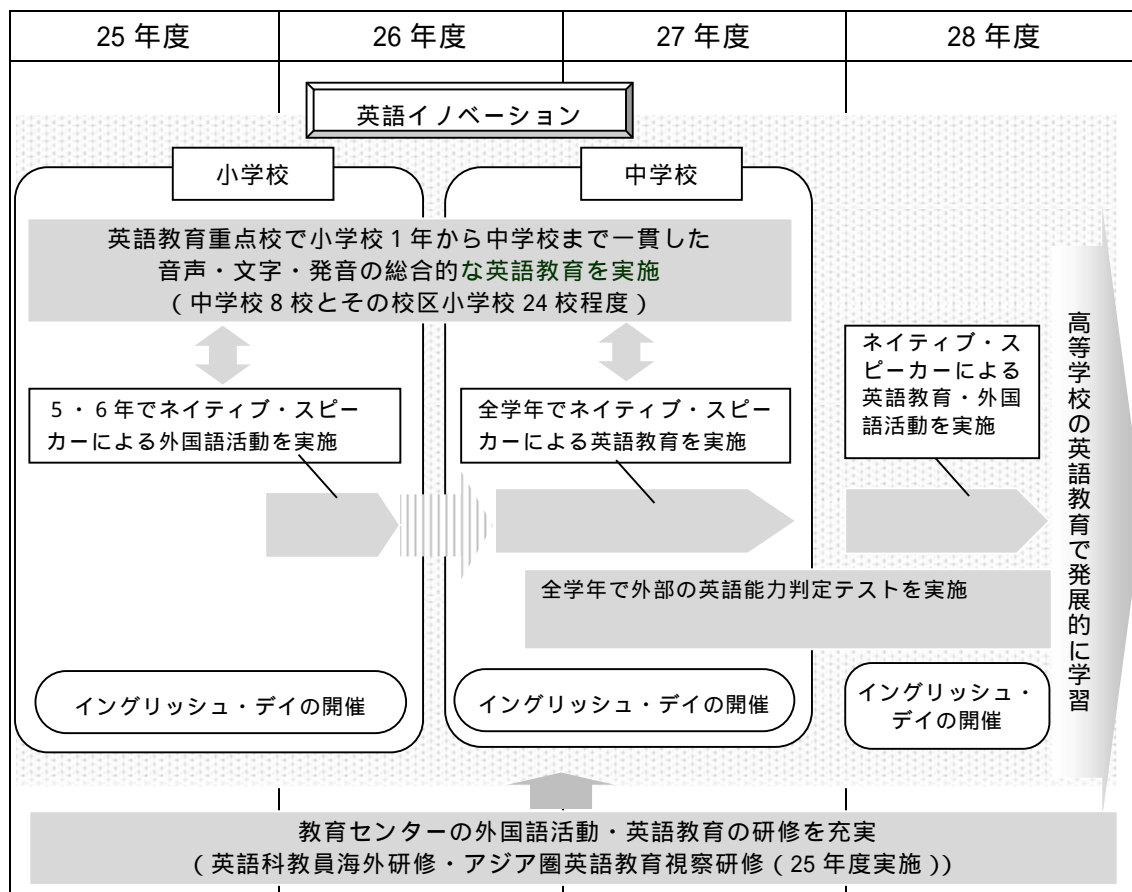
特に英語教育重点校においては、小中9年間を見通した英語教育に取り組みます。小学校重点校では、授業時間も活用し、フォニックスという学習メソッドによりDVD等を活用した音声指導を到達度ごとに段階的に実施し、6年生修了段階で英語検定5級から3級程度の英語力を育成することをめざしてきました。また、中学校重点校では、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」の4技能をバランスよく伸ばすための英語教育を実施し、3年生修了段階で英語検定2級・準1級程度、また海外留学等で重要な役割を果たすTOEFL等の受検に対応できる英語力を育成することをめざしてきました。

28年度はその結果を検証し、今後の取り組み方を検討するとともに、小学校低学年からの英語教育に取り組む学校を、順次増やしていきます。

また、アジアなど海外の小・中学校と連携し、外国の子どもたちと共にICT学習環境を活用して英語で学び合う機会づくりをめざします。

さらに、重点校における英語教育の状況を踏まえ、学習の成果が高等学校入学者選抜

において適切に評価されるよう、大阪府教育委員会に対して働きかけていきます。



ICT を活用して協働学習や個別学習などの充実をめざす「大阪市スタンダードモデル」を策定します（P 9 の再掲）

グローバル化の進展に伴い、今後、国際社会のさまざまな事象に対して、広い視野を持って柔軟に考え、相互に協働することがますます求められるようになります。それを効果的に行うための方法の一つとして ICT を有効に活用することにより、最新の情報を収集・選択し、自ら考え、表現し、さまざまな人々と広く双方向でコミュニケーションをとる能力を身に付ける必要があります。

そのため、日常的な授業で最先端の ICT 学習環境を利活用することを通じて、情報活用能力を育成するとともに、児童生徒の協働学習や個別学習などを充実することをめざし、モデル校において、大学や企業等外部の協力も得ながら、ICT を利活用した授業づくりの実証研究を行います。

それらの研究の成果を踏まえ、それぞれの学校・教員・児童生徒が活用できるよう、各学校に整備するハード・ソフト両面での ICT 学習環境、人的支援のあり方、実践事例やカリキュラムをまとめた「大阪市スタンダードモデル」を策定・周知し、最先端の ICT 学習環境を活用した教育の全市展開をめざします。

3 マネジメント改革

校長がリーダーシップを発揮して活気のある学校づくりを進めます

学校園が活気にあふれる場となるためには、学校園が主体性を発揮して実情に応じた取組を推進できるようにすることが不可欠であり、そのためには、リーダーシップのある校園長が十分に裁量を発揮できるよう制度を構築し、環境を整備することが重要です。

教育委員会では、校園長の判断で創意工夫をこらした学校運営を進めるように推奨することを内容とする「学校運営の指針」を示します。そして校園長は、学校協議会の意見を聴いて、自らの裁量により、その学校園独自の目標や取組を掲げた「運営に関する計画」を定めるとともに、同計画で定めた目標の達成に必要な予算を教育委員会に要求します。教育委員会は、学力・体力・問題行動等の現状分析を踏まえたアクションプランなど、校園長からの優れた提案に対し、重点的に予算を確保します。

(実践例)

- ・ 学力等の状況について外部第三者を活用した分析・改善策の検討
- ・ 企業などの協力による特別授業の実施
- ・ ポストドクターなどを活用した実験の充実
- ・ 学校園の実情にあった補助教材の活用
- ・ いじめや問題行動を生まない学校づくり
- ・ 地域や異なる校種の学校園と連携した防災・減災教育の実施
- ・ 児童生徒が選択する仕組みを取り入れた体験活動の実施 など

	25年度	26年度	27年度	28年度
運営に関する計画の策定	校長経営戦略予算の算定 教育実践の実施 予算の執行	学校評価等で検証・改善 継続	継続	継続

また、校長が人事などにおいても十分に裁量を発揮するための制度を整備します。具体的には、校長が学校運営上の目標を示し、その目標の達成に向けた人材を広く募集する公募制度を導入するとともに、教員の意欲の向上や能力の一層の発揮と学校の活性化を図るため、教員の希望転任（いわゆるF A制）を拡充します。

25年度	26年度	27年度	28年度
校長の意見を尊重した人事、公募制・F A制の実施			

一方、学校園では解決が困難な課題で、校園長のマネジメントに委ねることが適切でない事案は、教育委員会のガバナンスにより課題の解決を図ります。さらに、課題に応じて、第三者の視点から事案の調査・検証や対策の提言を受け、市長と教育委員会はその提言を尊重し、施策の改善や充実を図るという仕組みをつくります。

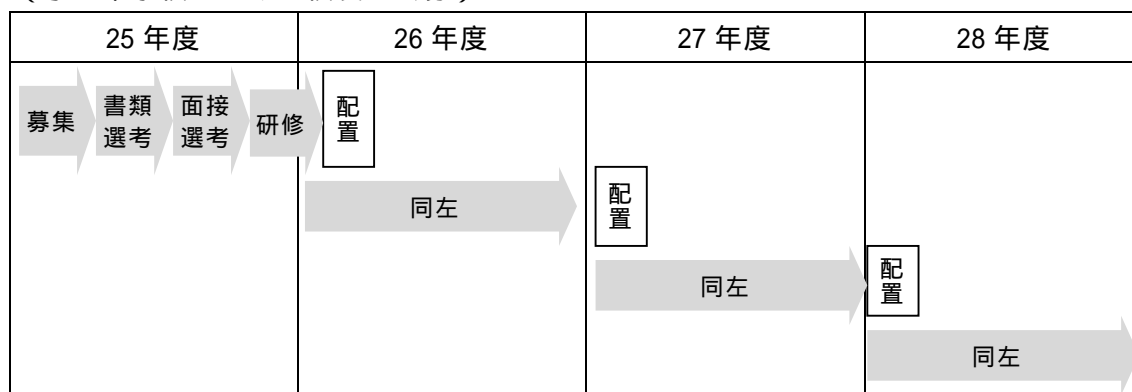
管理職を中心とした学校の組織マネジメント体制の改革を進めます

近年、学校教育が抱える課題は、一層複雑化・多様化してきており、これに対応する組織体制の確立が喫緊の課題となっています。学校は校長、教頭の管理職以外は横に並んでいる、いわゆる鍋蓋型の組織であり、現行の組織マネジメント体制では様々な課題に対応しきれない場合があります。また、管理職特に教頭にかかる業務の負担増が著しく、教頭の人材確保が困難であるといったことも課題となっています。

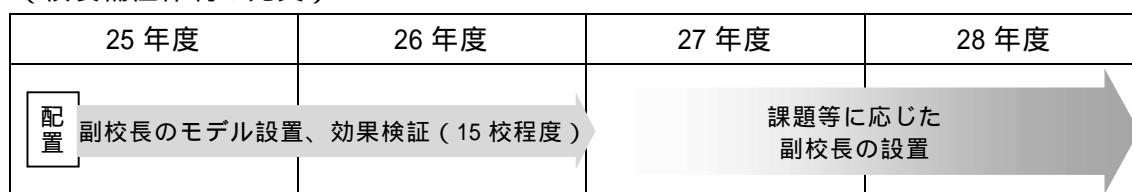
こういった課題に対応するため、校長を市内部や外部から広く公募し、優れたリーダーシップを有する人材を登用するとともに、校務の一部をつかさどることができる副校長の設置も見据えたうえで、これまでの校長・教頭さらには首席・指導教諭の職のあり方やその任用方法を含め、学校の組織マネジメント体制について総合的な改革を進めていきます。

校長公募や副校長のモデル設置などを含めた様々な改革を、固定化することなく最も適した方法の検討を続けつつ進めることで、様々な課題に対応できる組織マネジメント体制を確立していきます。

（小・中学校における校長の公募）



（校長補佐体制の充実）



教員人事制度等を見直します

教員のやる気を引き出し、学校の活性化を図るためには、教員の人事制度等についても見直す必要があります。そのため、教員の勤務条件・給与制度については、年功的な給与体系から転換し、職責・業績に基づく給与制度を構築するよう、大阪府教育委員会に働きかけます。

教員人事については、教員の意欲を向上させ、能力を一層発揮できるようにするとともに、学校の活性化を図るため、校長が学校運営上の目標を示し、その目標の達成に向けた人材を広く募集する公募制度を導入するとともに、教員の希望転任（いわゆるF A制）を拡充します。（再掲）

また、各学校・地域の実情を踏まえ、課題を有する学校を支援するための積極的な教

員配置を進めるとともに、当該教員に対して意欲の向上に繋がるような配慮を行います。

さらに、民間企業等での社会人経験を有する人材を採用するため、教員採用選考に特別措置等を講ずるとともに、中学校理科・数学等、教員の確保が難しい教科については、教員免許状を有しない社会人の活用を図るため、大阪府教育委員会に対し特別免許状制度の適用ができるよう求めていきます。

教員が互いに切磋琢磨し、優れた教育実践を創る仕組みをつくります

グローバル社会を力強く生き抜く力を育てるカリキュラム、最新のICTを利活用した授業や教材の開発など、教員個人やグループが主体的に行う実践的な研究活動に対する支援を実施することにより、教員の資質や指導力等の向上を図るとともに、その成果を全市に発信することで、教育実践のイノベーションにつなげます。

25年度	26年度	27年度	28年度
がんばる教員個人やグループの主体的な研究活動を支援			
受験	教員の大学院修学を支援		

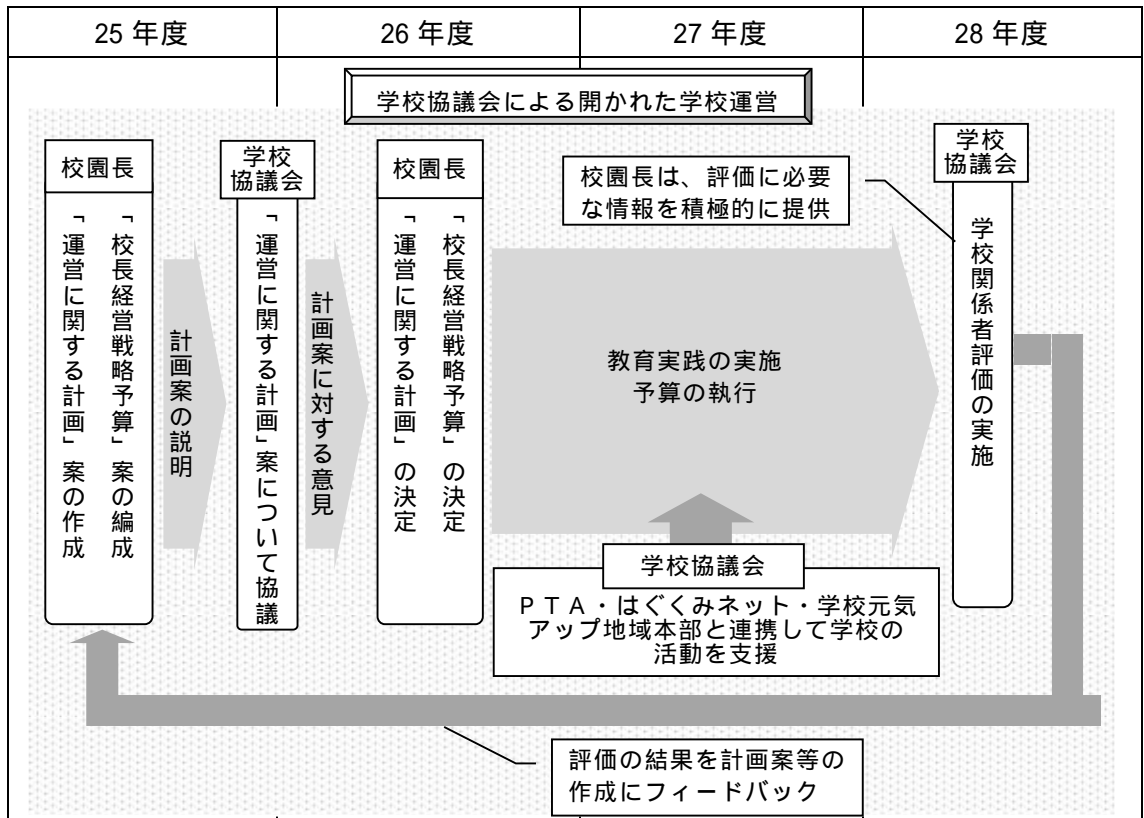
4 ガバナンス改革

保護者・地域住民に開かれた学校をつくります

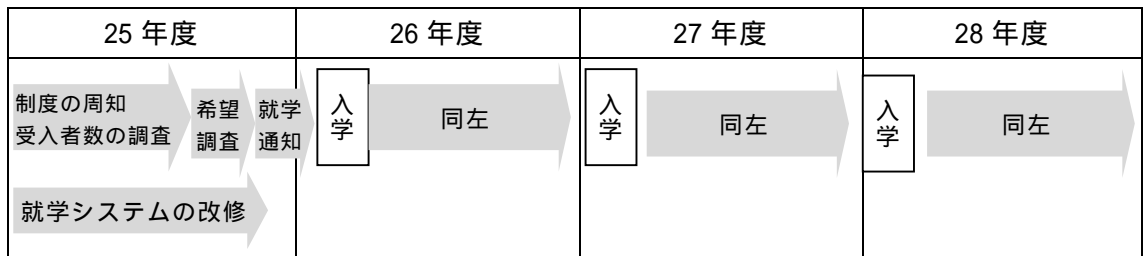
校園長が、自らの裁量により取組を推進するには、保護者や地域住民をはじめとする学校園の関係者の理解と協力を得ることが不可欠です。そのため、取組の成果を評価し課題を分析した上で、結果を公表するなどにより説明責任を果たす必要があります。

そこで、学校園は、大阪市立学校活性化条例に基づいて策定・公表する自校の「運営に関する計画」及び学校評価の結果の一部として、全国調査で明らかになった学力・体力・問題行動等の現状、並びに、これらに関する課題と対策をまとめたアクションプラン及びそれらの達成状況をホームページ等で公表するなど、学校運営に関する情報を市民に積極的に提供し、保護者及び地域住民その他の関係者の理解や協力を得よう努めます。

また、学校協議会を設置することにより、学校園の「運営に関する計画」の策定に学校関係者の意向を反映するとともに、学力の状況をはじめとする学校情報をもとに学校関係者が取組を評価することを通じて、学校関係者との連携による校園長の主体的な学校運営を進めます。さらに、学校協議会の意見を受け、校園長は、指導の不適切な教員に対する支援や措置を講じます。



大阪市では、子どもや保護者の意向をくみ取り、学校を活性化する取組の一つとして、学校選択制の制度化や指定校変更の基準拡大など就学制度の改善について方針を策定し、区ごとに保護者の意見を十分踏まえ、区の実情に即した選択機会の拡大を図っていきます。



分権型教育行政システムを推進します

教育行政の推進に当たっては、「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)に基づき、区長を区担当教育次長に位置づけ、大阪市として一元的に実施していくことが必要な事務等を除き、区内における教育長の一定の権限と責任を分担せしめるとともに、教育委員会事務局職員を兼ねる職員を区役所に配置し、地域に身近な区が、地域住民の声をくみ取りながら施策を実施する分権型教育行政を進めます。

- ・ 学校の配置や規模における教育環境の適正化
- ・ 学校・地域の状況のモニタリングとサポート
- ・ 保護者・区民等の教育に関連するニーズ把握の仕組み(保護者・地域住民等の参画のための会議)
- ・ 校長等との連絡調整・意見交換等のための仕組み(区教育行政連絡会)

- ・ 学校協議会の運営の補佐
- ・ 校園長の人事に関する区担当教育次長の意見
- ・ 学校との防災・減災に関する情報の共有及び学校等と連携した取組の実施
- ・ 学校だけでは解決できない横断的な課題についての施策を総合的に推進
- ・ 学校選択制の導入・指定校変更の基準拡大 など

民間や広域行政との適正な役割分担を進めます

行政が関与する領域が民間に任せる領域かといった視点から事業の内容を精査し、民間において成立している事業については、民間に任せるという市政改革の基本的な考え方に基づき、民営化を進めていくこととしています。大阪市域においては、幼稚園に在籍する園児のうち約 8 割が私立、約 2 割が国公立という状況であり、国公立のそれぞれで特色のある幼稚園教育が実施されています。

このことを踏まえ、市立幼稚園については、施設や地域の状況を精査した上で、民営化等を進めることとします。

また、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子ども・子育てに関する新しい仕組みについての国の動向も踏まえつつ対応を講じます。

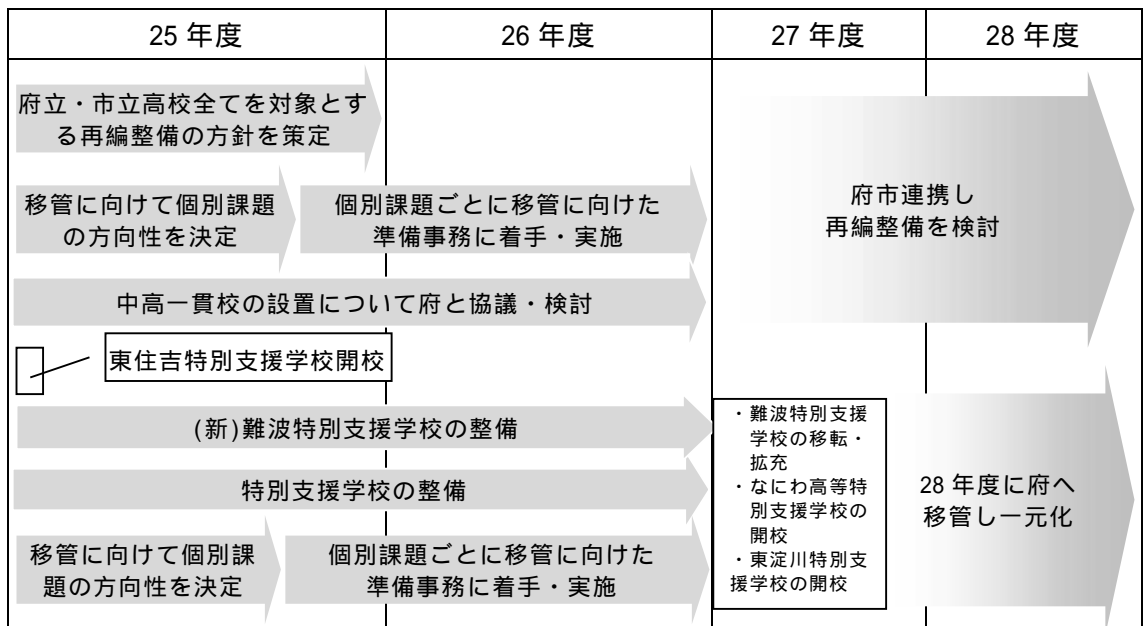
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
計画決定	民営化等の準備		幼稚園を順次民営化	

高等学校教育については、多様な課程や学科等を備える高等学校を地域間で偏在することなく整備するためには、広域的な視点で対応する方がより効果的・効率的です。

また、特別支援教育においては、知的障がい特別支援学校の在籍児童生徒数の増加や、卒業後の社会自立に向けた就労への対応が府市共通の課題となっており、広域的な視点で課題に対応することが求められています。

これらのことにかんがみ、府立高等学校・市立高等学校については、将来的な生徒数の減少を見据え、府市連携し再編整備を進めます。また、本市の経済成長を牽引する人材を育成するため、国際バカロレア認定コースを持つ中高一貫教育校を公設民営の手法により開設することを検討します。

特別支援学校については、28 年度に府へ移管し一元化を行います。今後も引き続き大阪府教育委員会と協議・検討を進め、大阪府域全体における高等学校教育・特別支援教育の充実につなげます。



5 学校サポート改革

いじめ・問題行動に毅然とした対応をとるための制度をつくります

いじめ・問題行動については、たとえ軽易な事案であっても見逃さずに「だめなものだめ」という毅然とした指導を行います。また、問題行動の重篤度と学校等の措置を一対一対応させた「学校安心ルール」をあらかじめ明示し、軽微な段階からルールに則して対応することで、重篤な段階に進まないようにするとともに、子どもたちの安全・安心な学習環境と学校生活の確保を図ります。特に重篤な問題行動の事案に対しては、出席停止及び生活指導サポートセンター（個別指導教室）により、立ち直りを手厚く支援します。

特にいじめについては、全ての学校、全ての教員が「いじめは生命をもおびやかす行為であり、人間として絶対に許されない行為である」という強い認識をもち、他人の心身の痛みがわかるような豊かな心を育てなければならないという趣旨のもと、25年度に策定した「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」に基づき、いじめた側の児童生徒に対する更生プログラムを策定し、解決に向けた学校内での加害児童生徒への指導とその保護者への協力要請、警察やこども相談センターなど関係機関と連携した学校内での指導、出席停止の活用や教育委員会・警察等と連携した生活指導サポートセンター（個別指導教室）等学校外での指導、いじめの内容が明らかな犯罪行為と認められた場合には、警察及び関係機関等への届出・通報の実施、といった段階的な対応を示し、児童生徒の状況に改善が見られるまで指導・対応に取り組みます。さらに、27年度に策定した「大阪市いじめ対策基本方針」の徹底により、いじめを受けた子どもの救済と尊厳を最優先し、救済ルートの確保や対処ルールの明確化等を図ります。

一方、いじめられた側の児童生徒に対しては、その生命や心身の安全を守り通し、学習や学校生活への支障を取り除くため、第三者専門家チームの派遣を含め、徹底した支援とケアを図るとともに、27年6月に設置された第三者委員会の適切な運用を図ります。

(出席停止と学校外での指導を組み合わせた更生プログラムの策定)

25年度	26年度	27年度	28年度
更生プログラムによる対応の実施	更生プログラムの見直しと対応の実施	更生プログラムの見直しと対応の実施	

いじめや不登校、児童虐待や暴力行為など、学校だけでは解決が困難な事案について、市長及び教育委員会が共同して、医師・臨床心理士・弁護士・社会福祉士・警察経験者などで構成する第三者専門家チームを設置し、メンバーの人選を行います。校長のみならず、学校協議会、教育委員会からの派遣要請に対応するとともに、事案の内容によっては、保護者や子どもの声を直接聴いて、助言・相談を行います。

(いじめの調査等を行う第三者専門家チームの派遣)

25年度	26年度	27年度	28年度
チームの設置	ケースサポートチームを派遣	前年度の検証、ケースサポートチーム派遣の継続	前年度の検証、ケースサポートチーム派遣の継続

いじめをはじめ、問題行動を含む対応マニュアルを改訂し、教職員が実践で使える明快なフローチャートを用いながら、更生プログラムの各段階や第三者専門家チームの派遣にかかる判断基準などを示します。

(いじめ・問題行動への対応に関するマニュアルの作成・実施)

25年度	26年度	27年度	28年度
フローチャートを用いた対応マニュアルを全校園に配付し取組を徹底	取組の徹底		

体罰・暴力行為を生まない学校づくりや、運動部活動の適切な指導方法の確立を図ります

運動部活動における教員の暴力行為があり、生徒が自ら命を絶つという痛ましい事案が発生したことを厳粛に受け止め、25年9月に策定した「体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針」及び「大阪市部活動指針」に基づき、次のような取組を進め、体罰・暴力行為を許さない学校づくりを徹底するとともに、プレイヤーズファーストの精神に基づく部活動を構築します。

懲戒を含む生徒指導の考え方、懲戒を行う場合に講ずべき教育上の配慮、体罰に至らない懲戒や生徒による暴力に対する正当防衛などについて検討を行い、全ての教員に生徒指導の適切なあり方を徹底します。また、教員からの指導や体罰・暴力行為等について悩みを抱えた児童生徒が気軽に相談できるよう窓口を周知します。

さらに、体罰その他の暴力行為を防止することをめざすとともに、発生時の対応として適切な報告・処理体制を整備し、報告漏れに対する厳正な対処を周知・徹底します。

運動部活動における指導方法のあり方について、調査の結果を踏まえ、暴力行為・暴言・ハラスメント等を生まないための実効性のあるあらゆる対応策を検討し、暴力的指

導に頼らない、人格の尊厳に根ざした指導方法の確立を図ります。

また、中学校における部活動のあり方の改善及び教職員の過重負担の解消に向けて 27 年度から実施している、中学校における民間の指導力を活用した部活動のモデル事業の成果を踏まえて、部活動のあり方についても検討していきます。

学校運営における課題の解決を支援します

現在、学校園は校務事務の増加に伴い日常的に繁忙な状況にあり、教員が子どもと向き合う時間の確保が課題となっています。また、保護者や地域住民から学校園へ多様な期待と要望が寄せられ、その中には過度な要望や苦情もあり、学校園が抱える課題は困難度を増しています。

これらの課題に対応し、ICTの活用により校務の効率化を図るとともに、学校園が抱える課題の解決に向け専門家を派遣するなど、教職員がその持てる力を十分に発揮し、学校園が活気あふれる場となるよう支援します。

(専門家チームによる課題対応の支援)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
チーム の設置				

(ICTを活用した校務の支援)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
システムの開発・検証				
教職員へのシステムの 研修				

学校教育以外でも多様な学習機会を提供します

子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、学習塾や文化・スポーツ教室などの学校外教育の利用にかかる経費を助成します。

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度

第3章 計画の推進

1 連携協力の推進

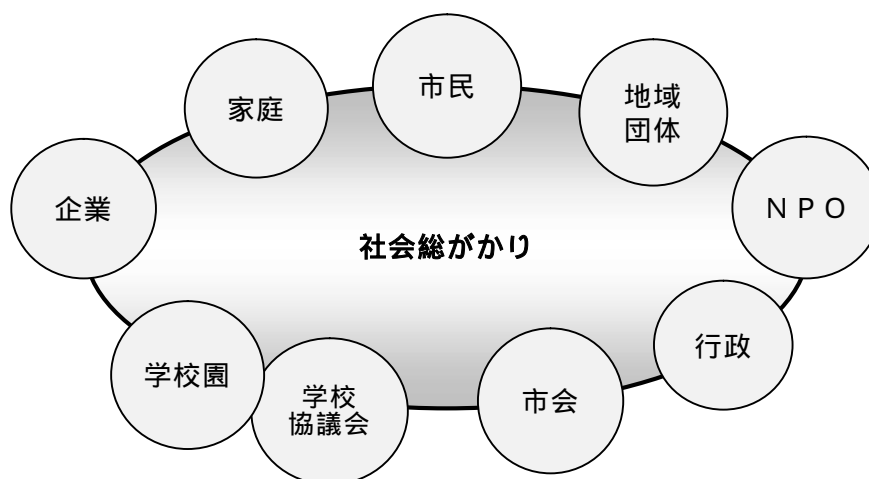
この計画に基づき施策を総合的に推進するためには、本市において、教育委員会をはじめとする関係局室、区役所が連携協力していくのみならず、学校園、家庭、市民、地域団体、NPO、企業その他の教育にたずさわる全ての人や団体が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの信頼を基盤として連携協力し、社会総がかりで教育活動に取り組むことが不可欠です。

学校園では、子どもたちにとって将来にわたって必要となる力をはぐくんでいくために、保護者や地域住民をはじめとする市民の意向をくみとりながら、校園長の権限と責任の下、教職員がその持てる能力を十分に発揮し、学校園が子どもたちの活気にあふれる場となるよう運営を行っていきます。

家庭においては、全ての教育の出発点として、子どもが基本的な生活習慣を身に付け、規範意識と自立心を持ち、心身の調和のとれた発達を実現するよう努めることが求められています。

また、大阪市では、地域の実情を最もよく知っている市民が中心となり、行政は市民と協働し、市民の活動を支援していくことを基本原則として、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）による取組を継承・発展させることをめざしています。市民・地域団体・NPO・企業などには、地域における教育活動や学校園・家庭の教育を支援する取組の担い手になることが期待されています。

これらのことにかんがみ、地方公共団体としての大阪市は、市会・市長・教育委員会が緊密に連携し、市民の教育に寄せる多様な願いや思いをくみ取って施策に反映しながら、教育を振興するための施策を実施するとともに、大阪市の教育にたずさわる全ての人や団体の協働による取組を進めるため、学校協議会をはじめとする仕組みづくりに取り組んでいきます。



2 計画の推進と進捗管理

施策を計画的に推進するに当たっては、この計画で示した年度ごとの取組の概要に沿って、各年度における目標や具体的取組を定める必要があります。そこで、毎年、教育委員会は「教育委員会事務局運営方針」を策定し、この計画を推進するに当たり、その年度において教育委員会が直接実施し、又は学校園に提供する施策の目標や内容を示します。各学校園では「運営に関する計画」を校園長が学校協議会の意見を聴いて策定し、その年度において、各学校園が

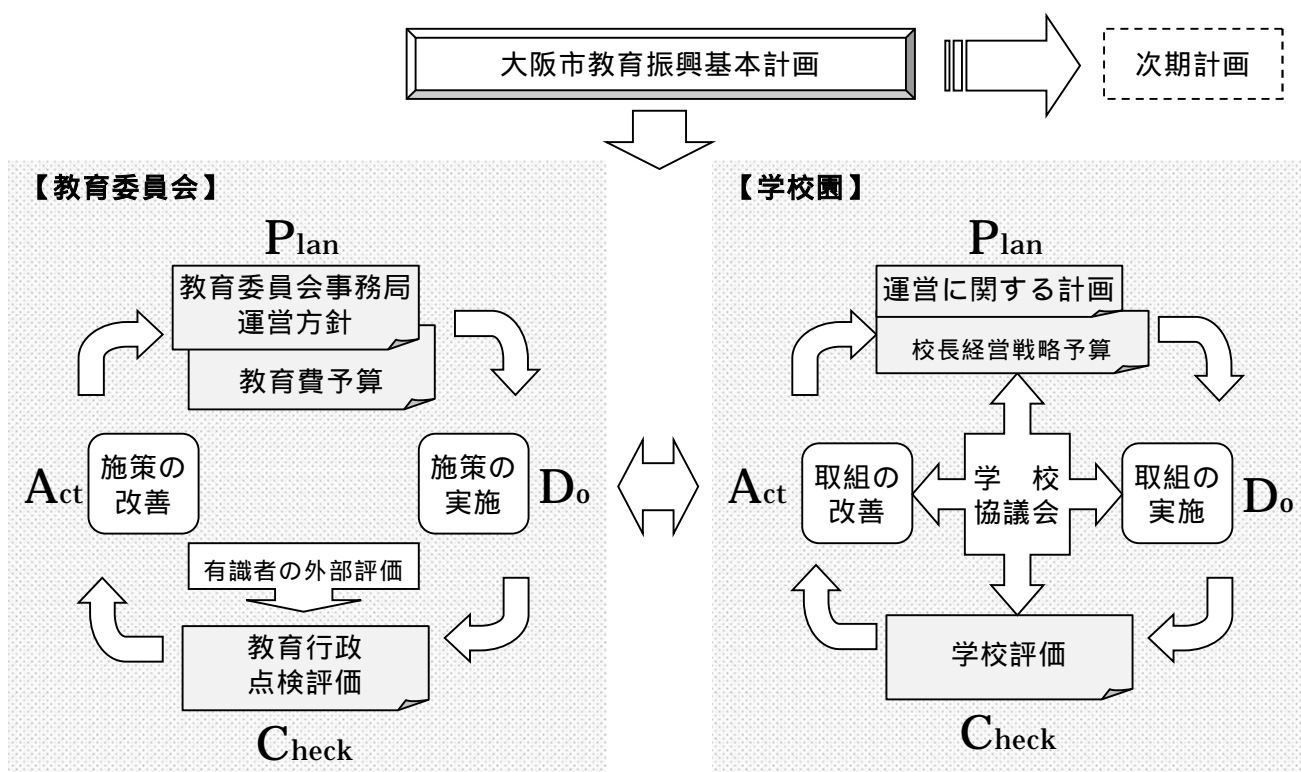
教育活動をはじめとする学校運営でめざすべき目標やそれを達成するための取組などを掲げます。なお、教育委員会は、各学校園が「運営に関する計画」を策定するに当たり、校園長の判断で創意工夫をこらした学校運営を進めるよう奨励することを内容とする「学校運営の指針」を策定し、大阪市教育振興基本計画に定めた目標や施策の内容とともに各学校園に示します。

また、計画を円滑かつ継続的に推進するためには、教育行政と学校運営のそれぞれにおいて、Plan(計画) - Do(実行) - Check(評価) - Act(改善)という、いわゆるPDCAサイクルを確立する必要があります。

そこで、この計画の中で施策の分野ごとに設定した目標をもとに、教育行政においては、市長と教育委員会が共同して、この計画の進捗状況について点検評価を毎年度行い、その結果に関する報告書を市会に提出するとともに公表していきます。そして、点検評価の結果をもとに施策を改善するとともに、市会・市長・教育委員会が、施策の内容やその実施に必要な予算について、年度ごとの新たな状況や課題を踏まえ、投入可能な資源に応じて柔軟に判断していくことにより、この計画で定められた基本的な方向性に沿って具体的な施策を効率的・効果的に推進していきます。

学校運営においては、この計画で設定した指標をもとに、学校協議会の意見を聴いて各校園長の判断で設定した「運営に関する計画」の目標について、その達成状況に関する学校園の自己評価と学校協議会による学校関係者評価を毎年度行い、評価結果を公表していきます。そして学校評価の結果を受けて取組を改善するとともに、取組の成果や課題を踏まえて翌年度以降の運営に関する計画に反映していきます。

なお、この計画は、今後3年間で取り組む施策を掲げたものでしたが、施行期間を1年間延長し、28年度に見直しを行い、次期における目標を改めて検討し、施策を定めることとなります。



第2編 25年度から28年度で取り組む施策

第1章 施策の体系

第2編では、学力の向上をはじめとするめざすべき目標像に向けて大阪市の教育を進めていくため、第1編に掲げた教育改革を踏まえ、今後進めていく施策の全体像について、子ども、学校園、市民のそれぞれに対する3つの分野に分け、施策ごとに平成28年度までの達成をめざす目標を設定し、課題や成果を検証しながら施策に取り組んでいきます。

1 子どもの自立に必要な力の育成（カリキュラム改革、グローバル化改革関連）

幼児期から義務教育修了までの教育を充実させることにより、一人ひとりの子どもにとって将来の自立に必要な力を育てるとともに、国際社会において力強く生き抜くことができる人材となる基礎をはぐくみます。

- 1 学力の向上
- 2 道徳心・社会性の育成
- 3 健康・体力の保持増進
- 4 幼児教育の充実
- 5 特別支援教育の充実

2 学校教育の質の向上（マネジメント改革関連）

校園長がリーダーシップを発揮し、教員が切磋琢磨することにより、優れた教育実践を創造するための仕組みづくりを進めます。

併せて、教職員がその持てる能力を教育実践で十分に発揮できるようにするための環境を整備します。

- 1 学校の活性化
- 2 教職員の資質・能力の向上

3 市民が協働する仕組みづくりと生涯学習の支援（ガバナンス改革、学校サポート改革関連）

学校園が積極的に情報を発信し、保護者や地域住民が参加する開かれた学校運営を進めるとともに、学校園における教育活動のサポートが一層充実するよう取り組みます。

また、市民が地域社会の担い手として協働していくよう、市民の生涯にわたる学習を支援し、その成果を地域における活動に生かすことができるようにします。

- 1 学校・家庭・地域の連携の推進
- 2 生涯学習の推進

施策の内容については、第2章で施策の分野ごとに、平成28年度までの目標や、代表的な取組の概要と計画を記載しています。代表的な取組には、第1編に掲げたものも含めて記載しており、図中の文章に第1編の再掲である旨を記述するとともに、計画は白抜きの矢印で表記しています。

第2章 施策の内容

第1 子どもの自立に必要な力の育成（カリキュラム改革、グローバル化改革関連）

1 学力の向上

社会や経済の発展の基盤として知識がますます重要となるこれからの時代において、基礎的・基本的な知識や技能の習得はもとより、知識や技能を活用しながら自ら学び自ら考えて課題を解決していく力、そして生涯にわたり学び続ける意欲を身に付けることが大切です。

そこで、モデル校におけるICTの活用や新たなカリキュラムの実証研究を行うとともに、成果が認められる施策を続けていくことを通じて、学習状況に応じたきめ細かな指導や学習内容を充実し、学習習慣の形成や学習意欲の向上を図るとともに、基礎的・基本的な知識や技能の定着だけでなく、今日的な課題の解決に向けて知識や技能を活用する力などの学力を確立します。

（平成28年度までの目標）

全国学力・学習状況調査の結果において、次に掲げる水準にします。


- ・ 無解答の割合：全国平均以下
- ・ 知識に関する問題の正答率8割以上の児童生徒の割合：全国平均以上
- ・ 活用に関する問題の正答率3割以下の児童生徒の割合：全国平均以下
- ・ 「書くこと」「読むこと」に関する項目の平均正答率：全国平均以上
- ・ 「家で学校の授業の復習をしていますか」の項目について、「している（どちらかといえばしている）」と答える児童生徒の割合：全国平均以上

中学校卒業段階で英検3級程度以上の英語力を有する生徒の割合を35%以上にします。

（代表的な取組）

ICTを活用した教育の推進	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>学校教育におけるICT環境を活用した授業づくりの実証研究を行い、大阪市におけるスタンダードモデルを作成するとともに、指導者の育成を進めます。（第1編P9の再掲）</p> <p>また、ICTの特性を理解し、適切に活用することで、情報を主体的に選択・処理・発信できる能力を育成するとともに、インターネット上のいじめや犯罪被害の防止、情報を扱うときのモラルの向上に関する学習に取り組めます。</p>	<p>モデル校でICTを利活用した授業づくりの実証研究、「大阪市スタンダードモデル」の作成</p>			<p>「大阪市スタンダードモデル」の周知</p>
	<p>先進事例の調査</p>	<p>全小・中学校の教員研修を実施</p>		
		<p>情報教育の推進 関係機関と連携して情報モラル等の教員研修を実施</p>		

小中一貫した教育の推進	25年度	26年度	27年度	28年度	
<p>「連携型」「隣接型」「施設一体型」の類型に応じて小中一貫した教育を推進するため、各校で「小中連携アクションプラン」に基づき取組を実施するとともに、研修の開催等を通じて研究や実践の成果の発信を図ります。</p> <p>特に施設一体型校は、やたなか小中一貫校、小中一貫校むくのき学園、いまみや小中一貫校に引き続き、日本橋中学校区と南港南中学校区における新たな設置を進めるとともに、その特徴を活かし、小学校の高学年における教科担任制の導入を含む特色ある教育を実施します。(第1編P10の再掲)</p>	全小・中学校で小中連携アクションプランに基づき実施				
	研修の開催、研究実践の支援、実践事例の周知				
	施設の改修 教育内容の検討	やたなか 拡充 むくのき 開校	いま みや 開校	施設の改修 教育内容の検討	(29年度 日本橋、30 年度南港 南開校予 定)

習熟度別少人数授業の実施	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>小学校3～6年の国語・算数、中学校1～3年の国語・数学・英語において児童生徒の習熟度の程度に応じた少人数授業を実施します。併せて、より効果的な事業展開を図るため、習熟度別少人数授業コーディネーターや授業担当者を対象とした研修を実施します。</p> <p>また、中学校では、モデル校において国語・数学・英語・理科で1年間を通じた習熟度別授業について実証研究を行います。(第1編P10の再掲)</p>	指導方法・指導体制を改善しながら推進			
	中学校のモデル校で1年間を通じた習熟度別授業を実施・検証(8校程度)			

英語教育の強化	25年度	26年度	27年度	28年度
小中一貫した教育のもと、英語教育に取り組みます。(第1編P12の再掲)	英語イノベーション事業の推進			

言語力や論理的思考能力の育成	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>全ての教科・道徳において小・中学校9年間を見通した言語活動の充実を図るため、指導方法を検討した成果を実践事例集にとりまとめ、各校に配付するとともに、教員研修を実施します。</p> <p>併せて、児童生徒の読書環境の充実に向け、市民と協働しながら学校図書館の活性化を図ります。</p> <p>また、モデル校において、国語・算数・数学をはじめ各教科・領域において言語力や論理的思考能力の育成に重点化した取組の実証研究を行います。(第1編P10の再掲)</p>	中学校の実践事例集の作成・配付	指導方法の検討・改善、教員研修の実施		
	ボランティアによる学校図書館の活性化 市立図書館の団体貸出の活用 など			
	言語力等の育成を図るためのモデル校の設置・効果検証			

理科教育の充実	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>小学校5・6年の学級を対象に、大学生や退職教員等を活用した支援員を配置し、理科の授業における観察・実験を充実するとともに、企業や団体の技術者等と連携した理科の特別授業を実施します。</p> <p>また、モデル校において、小学校1年から6年間を見通した理科教育の充実に係る実証研究を行います。(第1編P10の再掲)</p>	<p>小学校の希望に応じて5・6年の理科の授業に支援員を配置、特別授業を実施</p>			
	<p>体系的な生活科・理科の教育内容の検討 モデルカリキュラム策定に係る研究及び周知</p>			
	<p>モデル校への人的支援と効果</p>			

環境を守る意識の醸成	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>副読本「おおさか環境科」や関係施設等を活用して環境学習を進めます。</p> <p>また、校舎の壁面緑化、運動場の芝生化や太陽光発電設備の整備など、ヒートアイランド現象の緩和を図り、環境教育の取組を図ります。</p>	<p>環境学習の推進</p>			
	<p>校舎の壁面緑化の実施、運動場の芝生化の支援 大規模改築等における太陽光発電設備の整備</p>			

教育活動のための時間の確保	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>各校で独自に夏休みを短縮したり、短縮授業を行わないようにしたりするなど、授業の時間をさらに確保できるようにします。また、土曜を活用し、授業の公開や保護者・地域住民が参加する活動の実施など、開かれた教育活動を進めます。(第1編P11の再掲)</p>	<p>夏休みの短縮などを実施</p>			
	<p>小・中学校の実態に応じて土曜授業を実施</p>			

放課後を活用した自主学習の支援	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>児童の学習意欲の向上や自主学習習慣の定着に向け、全小学校に指導員を配置し、放課後における自主学習を支援する場を提供します。</p> <p>また、授業の予習・復習、放課後や家庭での学習などで、児童生徒が一人で学べる教材をホームページからダウンロードできるようにします。</p>	<p>指導員と教員が連携して児童の自主学習を支援</p>			<p>学校の実情に合わせた取組を支援</p>
	<p>学習教材の配信</p>			

2 道徳心・社会性の育成

国際化の進展や未曾有の災害の発生など、社会が多様化し激しく変化する中で、多文化共生や変化への適応、人のつながりや支え合いの形成がより強く求められています。子どもたちには、個人や社会の多様性を尊重する態度や、集団の中で良好な人間関係を形成し、たとえ困難な状況であっても自らの役割を認識して行動する能力を育てることが大切です。

そのために、道徳教育において、自由と規範意識や権利と義務を重んじる態度、自己の判断と責任で道を切り拓く力、真理と正義を求め、公共の精神を尊ぶ態度、豊かな人間性と創造性をはぐくみます。具体的には、幼児期から小・中学校を通じた義務教育修了までの期間に、基本的な道徳心・規範意識を培い、例えば、「人に親切にする」、「嘘をつかない」、「法を犯さない(ルールを守る)」、「勉強する」など、社会で生きる上で身に付けておかな

なければならない普遍的な事柄についても明確化して繰り返し指導するとともに、「やってはいけないこと」(問題行動)とこれに対して「学校等が行う措置」を明示した「学校安心ルール」により、最低限守るべきルールについて一貫性をもって指導します。

また、グローバル化が進む国際社会において、個人としての尊厳を重んじ、その意見を尊重することを基盤とする総合的・体系的な人権教育を進めるとともに、我が国の歴史、伝統・文化を尊重し、他国の多様な文化を理解し尊重する態度を育てるための教育を推進します。

併せて、いじめ・不登校・児童虐待などの課題を抱える子どもを支援するセーフティネットを充実します。

(平成 28 年度までの目標)

全国学力・学習状況調査の結果において、次に掲げる水準にします。

- ・ 「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童生徒の割合：全国平均以上
- ・ 「将来の夢や目標を持っていますか」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童生徒の割合：全国平均以上
- ・ 「自分にはよいところがあると思いますか」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童生徒の割合：全国平均以上
- ・ 「学校のきまり・規則を守っていますか」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童生徒の割合：全国平均以上

学校で認知したいじめについて、解消に向け対応している割合を 100%にします。

中学校における不登校の生徒の割合を全国平均以下にします。

学校園で把握した児童虐待の個々のケースについて、必要な対応をした割合を 100%にします。

防災に関する授業を年間 2 時間以上実施する学校の割合を 100%にします。

(代表的な取組)

道徳教育の推進	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
<p>道徳教育について、道徳の時間を要として教育活動全体を通じて行うとともに、体験的な活動を通して子どもが豊かな感性や情操をはぐくみ、人間としてのあり方や生き方を考えることができるように努めます。</p> <p>併せて、教材の精選や指導力の向上、協力体制の構築などの指導の充実や、体験活動の推進を図ります。</p>				
キャリア教育の推進	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
<p>社会的・職業的自立に向け、子どもの勤労観・職業観を育てるため、企業や団体の協力による職業講話や職場見学、職場体験学習など、子どもの発達段階に応じて体系的・系統的にキャリア教育を進めます。</p>				

人権を尊重する教育の推進	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>子どもが様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深め、日常生活の中で自他の生命と尊厳を互いに尊重し合う態度をはぐくみ、知識を行動へとつなげることができるよう指導します。</p> <p>子どもに身の回りにある不合理や矛盾に気づく感性を養い、互いに理解し、支え合いながら問題を解決していく力を育てます。これらを通して、平和で民主的な社会及び国家の形成者として必要な資質の礎となる人権尊重の精神と実践への態度を養います。</p> <p>併せて、教職員が人権尊重の理念を正しく理解し、豊かな人権感覚を養い、指導力を向上させる人権教育研修を推進します。</p>	人権教育の計画的な推進			
	教職員人権教育研修の体系的な実施			

いじめ・問題行動に対応する制度の確立	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>いじめや問題行動を生まないためにも、全ての子どもが自他の尊厳を認め合い、好ましい人間関係や教職員との信頼関係を確立できるような集団づくりに努めます。</p> <p>併せて、いじめや問題行動の早期発見に努め、個々のケースに対しては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用、こども相談センター等における相談、いじめ対策連絡協議会の開催など、状況に応じて多様な支援を行います。</p> <p>また、たとえ軽易な事案であっても毅然とした指導を行うため、「学校安心ルール」を示し、加害児童生徒に対する更生プログラムの策定、いじめの調査等を行う第三者専門家チームの派遣、教職員向けのマニュアルの作成とそれに基づく取組を進めます。(第1編P19の再掲)</p>	いじめ・問題行動に対する取組の推進			
	更生プログラムの策定とそれに基づく対応の実施			
	専門家チームの派遣			
	マニュアルの作成とそれに基づく取組の実施			

不登校や児童虐待などの課題への対応	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>不登校の児童生徒に対して、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等における相談・通所事業、不登校対策等プロジェクト会議の開催など、状況に応じて多様な支援を行います。</p> <p>また、児童虐待の早期発見と防止に向け、学校園からの相談窓口の設置や学校園の要請に応じた第三者専門家チームの派遣などに取り組むとともに、研修を通じて対応のあり方について教職員間の共通理解を図ります。</p>	不登校などに対する取組の推進			
	児童虐待の防止・早期発見・早期対応の取組の推進			
	教職員研修の実施			

国際社会に生きる子どもの教育の推進	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>国際社会のさまざまな事象に対して、広い視野を持って柔軟に考え、それを的確に表現する能力をはぐくみます。また、自国の歴史や文化・伝統を尊重するとともに、多様な文化を理解し尊重する態度を養い、異なる文化を持った人々と共に生きていく資質や能力を育成します。</p> <p>本市学校園に在籍する外国籍や帰国・来日等の子どもに対し、学校生活を円滑に送れるよう支援し教育を保障するとともに、自国の言語・文化などを学べる機会の提供に努めるなど、相互啓発を通じた国際理解を進めます。</p> <p>姉妹都市などとの間での多彩な相互交流を促進するとともに、国際理解を深めるため、互いの文化を学習し交流する機会の充実を図ります。</p>	国際理解教育の推進			
	帰国した子どもの教育センター校における指導 通訳者・日本語指導協力者の派遣 国際理解クラブへの講師派遣			
	外国の視察団の受け入れ等に関する取組などの促進			

防災・減災教育の推進	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>災害発生時に、「減災」の考え方を踏まえ、自ら危険を回避するために主体的に行動する態度と、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献する態度の育成に努めます。</p> <p>また、防災・減災教育の充実に向け、区と連携した「防災・減災カリキュラム」作成・活用の推進、モデル校を中心とした防災・減災教育の実践研究や「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き」の充実、教職員を対象とした研修の実施などに取り組みます。</p>	防災・減災教育の計画的・継続的な実施			
	防災・減災教育の実践研究と手引きの充実 防災・減災教育研修会等の実施			
	防災・減災カリキュラム 作成・活用の推進			

安全教育の推進	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>安全（防犯）に対する心構えなどの指導を計画的・継続的に実施し、安全確保のために必要な事項を実践的に理解できるようにします。</p> <p>また、さまざまな場面における交通の危険について理解するとともに、体験型の学習活動を通して安全な歩行や自転車の利用を指導します。</p> <p>インターネット上のいじめや犯罪被害の防止に向け、関係機関と連携し、相談対応や生徒への指導、教職員研修を実施します。</p>	生活安全・交通安全教育の推進			

3 健康・体力の保持増進

生涯にわたり心身ともに健康で、活力のある生活を送るために、子どもの頃から主体的に運動する習慣を身につけ、基礎的な体力を養うとともに、望ましい食生活など健康的な

生活習慣を形成し、健康を管理する能力を形成することが重要です。また、社会状況の変化に対応し、現代的な課題について学校園・家庭・地域が連携して取り組み、子どもの生活環境を整え、子どもが自らの健康や安全を管理する能力を身に付けるため、発達段階に応じ、適切な指導を早い段階から進める必要があります。

これらのことを踏まえ、子どもが生涯にわたる健康の基礎となる運動習慣や食習慣などを確立するとともに、健康に関する現代的な課題に対応する取組や指導を通じて、基本的な生活習慣を確立し、生涯にわたって健康を管理する能力を獲得するという目標をめざします。

(平成 28 年度までの目標)

- ・ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の各種目の結果を全国平均以上にします。
- ・ 全国学力・学習状況調査の、「朝食を毎日食べていますか」の項目について、「食べていない(あまり食べていない)」と答える児童生徒の割合を全国平均以下にします。
- ・ 全中学校において「給食を全部食べている・ほぼ全部食べている」と回答する生徒の割合を 40%以上にします。

(代表的な取組)

子どもの体力向上への支援	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
<p>子どもの体力向上に向け、各校で「体力づくりアクションプラン」を改訂し、体育・健康に関する指導の充実に努めます。</p> <p>また、モデル校での取組の成果を踏まえ教員を対象とした研修を実施するとともに、トップアスリートの指導法を紹介したDVDを作成・配付します。</p> <p>さらに、学校外からの指導者の招聘や、講習会を実施することで、部活動への支援を進めていきます。</p>				

健康に関する現代的課題への対応	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
<p>子どもの発達段階に応じた健康に関する指導を推進するとともに、感染症予防のために手洗い、うがいの励行等の日常指導を実施します。</p> <p>また、心の健康、喫煙、飲酒、薬物乱用、生活習慣病、感染症、環境問題などの現代的課題に対して正しい知識が身に付くよう適切な指導を進めます。</p>				

食育の推進	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>成長期にある児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を発達段階に応じて身に付けることができるよう、「食に関する指導の全体計画」や「年間指導計画」に基づき食育を推進します。また、学校給食においては、食物アレルギーへの対応に努めます。</p> <p>併せて、中学生の望ましい食生活・食習慣の形成に向け、25年度からデリバリー方式により中学校給食を段階的に導入し、27年度からは学校調理方式(自校調理方式・小中親子方式)へ順次移行します。(第1編 P12の再掲)</p>	食育の計画的な推進			
	全ての中学校へ学校給食を段階的に導入 27年度からは学校調理方式(自校調理方式・小中親子方式)へ順次移行			

4 幼児教育の充実

幼児期における教育は、社会の一員として生きていくための基礎を培う重要なものです。そのため、知・徳・体の調和のとれた人格の育成に徹底して取り組み、とりわけ、規範意識を醸成する中で自他を思いやる心の育成をめざします。

また、幼児教育が小学校以降の生活や学習につながることに配慮し、幼稚園・保育所・小学校の連携を促進して小学校教育への円滑な接続を図ります。

特に、幼稚園が地域における幼児期の教育のセンター的役割を果たしていくことで、家庭・地域における教育の向上を図ります。また、25年9月に取りまとめた「幼児教育の改革のための基本的な考え方」に基づき、「幼児教育センター」の設置を検討し、幼児教育の質の向上のための機能を強化します。

(平成28年度までの目標)

幼児教育において、知・徳・体の調和のとれた人格の育成に徹底して取り組み、規範意識を醸成する中で自他を思いやる心を育てます。

(代表的な取組)

幼稚園・保育所・小学校の連携	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>大阪市の幼児教育の充実に向け、幼稚園と保育所の合同で幼児教育カリキュラムを研究・開発し、周知します。(第1編 P8の再掲)</p> <p>また、幼稚園・保育所・小学校の連携を促進し、小学校への円滑な接続を図ります。</p>	幼保合同研究会でカリキュラムを協議・編成	市立の幼稚園・保育所でカリキュラムを試行・検証	市内の幼稚園・保育所等へカリキュラムを周知	
	幼稚園・保育所・小学校が連携した取組の推進			

子育て相談・支援の取組	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>幼稚園は、保護者同士の交流機会の提供や日常的な子育て相談、一時預かり事業(預かり保育)の充実などを行い、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を担います。</p>	保護者同士の交流機会の提供 日常的な子育て相談の実施 一時預かり事業(預かり保育)の充実			

5 特別支援教育の充実

障がいのある子どもが将来において社会的、職業的に自立できるよう、一人ひとりの子どものニーズに応じた指導や支援を講じ、自立に向けて可能性を伸ばすとともに、障がいの有無に関わらず地域で共に育ち、多種多様な障がいに対する相互の理解を深めるため、特別支援教育を進めます。

そこで、大阪市における特別支援教育がめざす基本的方向として、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育を推進する」、「自立し、主体的に社会参加できる力を養う」、「個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進する」、「一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援のあり方を工夫する」の4つの視点を踏まえ、インクルーシブ教育システム構築に向けた施策や教育実践、研究の充実を図ります。

(平成28年度までの目標)

- ・ 全ての市立学校園で、障がいのある全ての子どもの「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成し、個別の指導計画に基づき指導します。
- ・ 知的障がい特別支援学校で特別教室を普通教室に転用している状態を解消します。
(27年度まで)
- ・ 各学校園で、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実を図ります。(27年度から)

(代表的な取組)

学校園における特別支援教育の充実	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>各学校園において、保護者と連携し障がいのある子ども一人ひとりの「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成し、個別の指導計画に基づき効果的な指導や適切な支援を進めます。</p> <p>また、指導主事等による巡回相談、各学校園の特別支援教育コーディネーターや担当教員の資質向上、特別支援教育サポーターの配置、区のマネジメントによる発達障がいサポーターの配置などを講じます。</p> <p>さらに、各学校園における特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校のセンター機能の効果的な活用を進め、本市としてのインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進します。</p>				
	一人ひとりの子どものニーズに応じた指導・支援			
	校内支援体制の整備・充実			
	特別支援学校のセンター機能による各学校園への支援			府移管後 継続実施
			重点事業「特別支援教育の充実」の実施	

特別支援学校の整備	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
<p>知的障がい特別支援学校における普通教室の不足などの課題への対応や、将来の自立に向けた職業教育の充実を図るため、今後設置する特別支援学校の整備内容や職業教育の充実等について検討し、(新)難波特別支援学校や東淀川特別支援学校の設置に向けて整備を進めます。(第1編 P18 の再掲)(27年度まで)</p>	<p>東住吉特別支援学校開校</p> <p>(新)難波特別支援学校の拡充・移転準備</p> <p>市北部に知的障がい特別支援学校の開校準備</p>	<p>整備計画の中間見直しの実施</p>	<p>・難波特別支援学校の移転・拡充 ・なにわ高等特別支援学校の開校 ・東淀川特別支援学校の開校</p>	<p>特別支援学校の府への移管</p>

第2 学校教育の質の向上（マネジメント改革関連）

1 学校の活性化

学校園が子どもたちの活気にあふれる場となるには、一人ひとりの教職員がその持てる能力を十分に発揮することはもちろん、学校園が組織としての自主性・自律性を高め、特色ある教育実践を展開できるようにすることが重要です。

そのため、学校園が、保護者や地域住民をはじめとする学校関係者の参加を得て、校園長の裁量による独自の創意のある教育実践に取り組むとともに、その成果や課題を学校関係者と共有し、さらなる参加を得て取組を充実させるよう、学校協議会をはじめとする学校運営のマネジメントの体制を確立します。併せて、学校園を取り巻く課題が多様化している状況に対応し、教職員がその持てる能力を教育実践で十分に発揮できるよう、教職員をサポートするための体制を整備します。また、安心・安全・良好な教育環境を整備するとともに、子どもや保護者の判断と選択を踏まえた就学校指定の制度を構築します。

（平成 28 年度までの目標）

- ・ 文部科学省調査の、「学校関係者評価の実施により、学校運営の組織的・継続的な改善に効果があった」（27 年度より「学校運営の状況や課題を全教職員の間で共有し学校として組織的に取り組んでいる」と回答する学校園の割合を全国平均以上にします。
- ・ 校務の効率化のための環境整備を行う以前と比べて、教職員が児童生徒と向き合う時間を年間 100 時間程度増やします。
- ・ 精神疾患による病気休職中の教員の割合を全国平均以下にします。
- ・ 11 学級以下の小学校について適正化を図ります。
- ・ 全小・中学校の校舎等の耐震補強を完了し、建替も含めた学校の耐震化を完了します。

（代表的な取組）

校園長によるマネジメントの強化	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
<p>校園長がリーダーシップを発揮して活気のある学校づくりを進められるよう、各学校園が学校協議会の意見を聴いて「運営に関する計画」を定め、その目標を達成するための「校長経営戦略予算」を編成できる仕組みを作ります。</p> <p>併せて、校園長が定めた目標に向けた人材を集めるための公募制の導入や教員の希望転任制（F A 制）を拡充します。（第 1 編 P 14 の再掲）</p> <p>また、体系的・計画的な管理職研修や、中堅教員を対象にした学校園のマネジメントに関する研修などの充実を図ります。</p>	運営に関する計画に沿った校長経営戦略予算を編成できる仕組みの実施			
	校長の意見を尊重した人事、公募制・F A 制の実施			
	管理職研修・学校園の組織マネジメントに関する研修の実施			

学校運営の体制整備	25年度	26年度	27年度	28年度
小・中学校における校長の公募や、副校長のモデル設置などの校長補佐体制の充実を図り、さまざまな課題に対応できる組織マネジメント体制を確立します。(第1編P15の再掲)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>校長の公募による採用</p> <p>副校長のモデル設置、効果検証</p> </div> <div style="width: 50%; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <p>課題に応じて設置</p> </div> </div>			

教員人事の制度改革	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>教員のやる気を引き出し、学校園の活性化を図るため、公募制の導入や教員の希望転任制（F A制）の拡充、課題を有する学校を支援するための積極的な教員配置などを講じます。</p> <p>また、教員の新たな給与制度の構築や、社会人経験を有する人材を活用するための特別免許状制度の適用について大阪府教育委員会に働きかけます。(第1編P15の再掲)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>公募制・F A制の実施 など</p> </div> <div style="width: 50%; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"></div> </div>			

検証・改善サイクルの充実	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>全ての学校園で、学校協議会の参画を得て、運営に関する計画の策定、取組の実施、学校園の自己評価と学校関係者評価の実施、取組の改善というP D C Aサイクルを確立・充実することにより、保護者や地域住民に開かれた学校園をつくります。(第1編P16の再掲)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"></div> <div style="width: 50%; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <p>P D C Aサイクルによる学校園の運営</p> </div> </div>			

子どもや保護者の意向を踏まえた就学校指定	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>区の実情に応じて、学校選択制の制度化や指定校変更の基準拡大など新たな就学校指定の制度を構築し、保護者の選択機会の拡大を図ります。(第1編P17の再掲)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>制度変更の準備</p> </div> <div style="width: 50%; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <p>新制度による就学校指定の順次実施</p> </div> </div>			

校務負担を軽減するための環境整備	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>I C Tを活用した校務の効率化を図るとともに、学校園が抱える課題に対応する専門家を派遣するなど、学校園の運営における課題の解決を支援します。(第1編P21の再掲)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>教員1人1台パソコンやネットワーク基盤の運用</p> <p>システムの開発</p> <p>チームの設置</p> </div> <div style="width: 50%; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <p>校務支援システムの全面稼働</p> <p>専門家を派遣し、課題を抱えた学校園を支援</p> </div> </div>			

教職員の健康管理	25年度	26年度	27年度	28年度
メンタルヘルスに関する課題を抽出し、管理監督者をはじめとした現場支援を推進します。	ラインケア、セルフケア対策の推進 心の健康についての教育・啓発			
	復職支援マニュアルの改訂	復職支援対策の試行実施・検証	復職支援対策の実施	

学校配置の適正化	25年度	26年度	27年度	28年度
大阪市学校適正配置審議会の答申に基づき、良好な教育環境を整えるために、課題改善に向け区長との連携の下、学校配置の適正化を進めます。	再編プランを作成し、地域と協議			

安全・安心・良好な教育環境の確保	25年度	26年度	27年度	28年度
耐震性能が不足する校舎等の耐震化を進めます。	小・中学校の耐震補強の推進	建替も含めた耐震化の推進		
	中学校1・2年の教室に空調機を整備		小学校に空調機を順次整備・運用	
また、小・中学校の普通教室に空調機等を順次設置し、児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるようにします。(第1編P11の再掲)				
また、学校園や通学区域における子どもの安全確保を図るため、子どもの安全指導員の配置や子どもの見守り活動との連携など、学校・地域が連携した安全体制の確立に努めます。	学校園や通学区域での子どもの安全確保の推進			

2 教職員の資質・能力の向上

教職員の資質・能力は不断の研究と修養によって培われるものです。しかし、「団塊の世代」の大量退職に伴う新規教員の大量採用、少子化に伴う学校の小規模化などのため、経験豊富な教員から若手教員への指導技術の継承や、教員間で指導技術を磨く機会の確保が難しい状況になっています。

そこで、採用に当たっては教職員に求められる資質・能力を備えた人材を確保するとともに、採用後においては自律性を備えた人材としてその能力を高め、教育活動で専門性を十分に発揮できるよう支援します。併せて、教員が互いに切磋琢磨し、優れた教育実践を創造するとともに、それを「知」の財産として共有できるよう環境を整備し、大阪市における教育実践のイノベーションを進めます。

(平成28年度までの目標)

- ・ 全国学力・学習状況調査の「国語・算数(数学)・理科の授業がよくわかりますか」「国語・算数(数学)・理科は好きですか」の項目について、「よくわかる(好き)」と答える児童生徒の割合を全国平均以上にします。

- ・ 教育センター調査の「研究授業を実施した教員の授業改善が行われ、学習指導力が向上した」の項目について、「とても思う・思う」と答える校長・校内研修主导者の割合を毎年 90%以上にします。

(代表的な取組)

教員の確保	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
<p>小・中学校の教員をめざす大学生等を対象に教員養成のための講座を実施します。</p> <p>また、人物本位の教員採用選考テストを通して、教員に求められる資質・能力を備えた人材の確保に努めるとともに、社会人経験を有する人材を採用するために教員採用選考の特例措置等を講じます。</p>				

若手教員の指導力向上への支援	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
<p>小・中学校採用 2 年目の教員に対して、教育指導員が授業観察や指導案の作成、子どもの理解などについて指導助言を行います。</p> <p>また、教員経験 5 年程度の教員を若手教員のリーダーとなる「メンター」として位置付け、その役割や若手教員への支援の方法等に関する研修を実施し、各校で組織的な若手教員の育成に取り組むようにします。</p>				

授業研究を伴う校内研修の充実	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
<p>授業研究を伴う校内研修の実施状況に応じて、小・中学校に退職校長等を派遣し、効果的な校内研修を支援します。</p> <p>また、ワークショップ型の研究協議をはじめ、教員相互の学び合いにつながる校内研修が実施できるよう、研修主导者研修会の充実を図ります。</p>				

教育実践のイノベーションにつながる研究の推進	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
<p>教員が互いに切磋琢磨し、優れた教育実践を創る仕組みとして、がんばる教員個人やグループの主体的な研究活動や大学院修学を支援します。(第 1 編 P16 の再掲)</p> <p>また、大阪市における学力の向上をはじめとする教育課題の研究、また学校園における教育目標の達成や課題解決に向けた研究を支援します。</p>				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">受験</div>			

「大阪市スタンダード授業モデル」の作成	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
<p>研究協力校、教育研究会、校長会、大学等と連携し、「大阪市スタンダード授業モデル（仮称）」を取りまとめ、各校の校内研修や教育センターでの研修等で活用できるよう、Web 上に掲載します。</p>			<p>研究協力校の実践研究を支援</p>	<p>「大阪市スタンダード授業モデル（仮称）」の作成</p>

指導が不適切である教員への支援・措置	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
<p>さまざまな理由から、教員としての職責を遂行できない「指導が不適切である教員」に対して、校園長や学校協議会の申立を受け、教育委員会で対応方策を決定し、指導力等の向上を図ります。</p>				<p>指導が不適切である教員に対する支援・措置を実施</p>

第3 市民が協働する仕組みづくりと生涯学習の支援（ガバナンス改革・学校サポート改革関連）

1 学校・家庭・地域の連携の推進

学校園や地域における教育課題の解決には、学校園・家庭・地域が協働して主体的に取り組むことが重要です。

このことを踏まえ、学校園が積極的に情報を発信し、保護者や地域住民をはじめとする学校関係者の参加を得られるよう、開かれた学校運営を進めるための仕組みの確立を図ります。また、保護者や地域住民などによる学校における教育活動のサポートの一層の充実に向け、学校園・家庭・地域が連携した教育コミュニティづくりを進めたり、家庭教育や子育てに関する学習を支援したりすることで、社会総がかりで子どもをはぐくむ活動が活発になることをめざします。

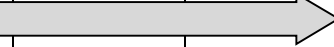
（平成28年度までの目標）


- ・ 全国学力・学習状況調査の「PTAや地域の方が学校の諸活動にボランティアとして参加してくれますか」の項目について、「よく参加してくれる(参加してくれる)」と答える学校の割合を全国平均以上にします。

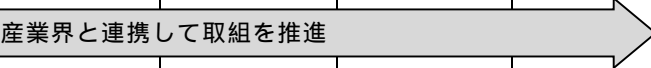

（代表的な取組）

開かれた学校運営	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>全ての学校園に学校協議会を設置し、運営に関する計画の策定などに保護者や地域住民など学校関係者の意向を反映するとともに、学校関係者が評価することを通じて、学校関係者との連携による開かれた学校運営を進めます。また、学力の状況などの学校情報を保護者や地域住民などに積極的に提供し、学校運営における説明責任を果たします。（第1編P16の再掲）</p>				
<p>学校協議会の参画による、保護者や地域住民に開かれた学校園の運営</p>				

教育コミュニティづくりの推進	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>中学校区に「学校元気アップ地域本部」を設置し、学校園・家庭・地域の連携により、学校支援ボランティアを募集し、放課後等の自主学習支援や学校図書館の活性化などを進めます。</p> <p>また、小学校区のはぐくみネットの取組を支援するため、区役所と連携し、取組の中心となるはぐくみネットコーディネーターを対象とした研修や実践交流会の実施などを通じて活動を支援します。</p> <p>併せて、はぐくみネットと学校元気アップ地域本部が学校協議会と連携し、学校における教育活動のサポートの充実につなげます。（第1編P17の再掲）</p>	<p>学校元気アップ地域本部を市内全中学校区に設置</p>	<p>各中学校区で取組を実施</p>		
<p>支援員制から地域コーディネーター制へ順次移行</p>				
<p>はぐくみネットの活動の支援</p>				
<p>はぐくみネット・学校元気アップ地域本部と学校協議会が連携して学校の教育活動をサポート</p>				

登下校時の子どもの安全確保	25年度	26年度	27年度	28年度
各校区において、はぐくみネットなどを通じて地域のさまざまな団体等の協力を得て、児童の登下校の見守り活動などの取組を進めます。	地域の協力を得て取組を推進 			

家庭教育や子育ての情報提供や学習支援	25年度	26年度	27年度	28年度
保護者が家庭において、子どもの発達段階に応じた適切な子育てや教育ができるよう、家庭教育に関する啓発や情報の発信、家庭教育に関する講演会や懇談会の開催など学習機会の提供を行います。 また、PTAをはじめとする社会教育関係団体等が行う、家庭教育に関する学習活動を支援します。	地域と連携して家庭教育を支援する人材育成 家庭教育に関する情報発信 家庭教育に関する講演会や懇談会の開催 区と連携した地域家庭教育の支援 など 			

産業界との連携と、学習資源の有効活用	25年度	26年度	27年度	28年度
PTAや地域人材のほかに、企業・団体の協力を得て、キャリア教育や理科の授業などに人的・物的資源を活用し、教育活動の充実につなげます。 また、国際ビジネス社会で活躍するビジネススペシャリストや、産業社会で活躍するものづくり人材などを育成するため、高等学校では、産業界と連携しながら、生徒の個性や創造性を生かせる専門分野の知識や技能を高められる学習機会を充実します。 本市にある図書館、博物館・美術館など豊富な生涯学習関連施設をはじめとする豊かな学習資源の有効活用や、学校・地域・家庭との連携を進め、体験活動や学習機会を充実させるなど、子どもや青少年の成長、子育てに生かす取組を進めます。	産業界と連携して取組を推進 			
	生涯学習関連施設等の学習資源の有効活用 			

2 生涯学習の推進

市民が、地域社会における多様な協働の担い手となることますます求められるようになっていきます。そのためにも生涯学習の推進が非常に重要です。市民が生涯にわたって学習し、その成果を課題解決に生かすことができるよう、学習機会や活動の場、生涯学習関連情報等を提供することで、学習と行動が循環する市民主体の生涯学習社会づくりをめざします。

地域における多様な協働を担う「市民力」を育成するため、人材・資源を生かし、つなげることにより、市民一人ひとりの自己実現や自主的・主体的な循環型の学習活動を支援します。

(平成 28 年度までの目標)

- ・ 一年間のうちに生涯学習活動を行ったことがある市民の割合を増やします。
- ・ 生涯学習活動で身に付けた知識・技術等の成果を、ボランティア活動や地域活動、他人への学習への指導等に活用していると答える市民の割合を増やします。
- ・ 全小・中学校において、学校図書館の図書を整備するとともに開館回数を増加させるなど学校図書館の充実を図ります。

(代表的な取組)

生涯学習の機会や情報の提供	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
<p>多様化するニーズに応じた学習機会及び生涯学習情報の提供については、官民の役割を明確にし、行政が担うべき課題について効果的な実施を図ります。</p> <p>生涯学習センターなどの市民利用施設については、事業や機能を精査し、市政改革プランに沿った見直しを進めます。</p> <p>地域における生涯学習の拠点事業である生涯学習ルーム事業については、区役所と連携し、より地域の実情に応じた支援を進めます。</p>				
	学習機会の提供と生涯学習情報提供の推進			
	生涯学習センター 5 館体制で市内の生涯学習を支援 事業や機能の精査	3 館体制で各区の生涯学習を支援		
		必要な機能は各区へ順次継承		
	区役所と連携した生涯学習ルーム事業の支援			

知識創造型図書館の機能充実	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
<p>地域の情報活用基盤として調査相談機能の高度化などにより、市民の利用を促進し、誰もがいつでも情報や知識を活用して創造性・生産性を高めることができるように支援します。</p> <p>また、子どもの読書活動の相談・支援センターとして学校や地域と連携して子どもの心と創造力をはぐくむ読書活動を市民との協働により効果的に推進します。</p>				
	知識・情報基盤となる施設として推進 図書館や商用データベースの利用促進			
	市民協働の取組を推進 読書活動支援ボランティアの育成・支援			

学校図書館の活性化	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
<p>全小・中学校に学校図書館補助員を週一日配置し、学校図書館の開館回数を増やすなど魅力ある学校図書館づくりを行います。</p> <p>小・中学校の学校図書館において大阪市図書標準に達するよう、順次図書の整備を図ります。</p>				
	開館回数の増加に向けた補助員の配置、図書の整備			

参考

根拠法令

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）（抄）

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

教育行政基本条例（平成 24 年大阪市条例第 75 号）（抄）

（教育振興基本計画の策定義務）

第 3 条 本市は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項に規定する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を定めなければならない。

（教育振興基本計画の策定手続）

第 4 条 市長は、教育委員会と協議して、教育振興基本計画の案を作成するものとする。

2 教育振興基本計画は、市会の議決を経て定めなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による協議が調わなかったときは、教育委員会の意見を付して教育振興基本計画の案を市会に提出しなければならない。

4 教育振興基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 本市における教育の振興のための基本的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、本市における教育の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

5 市長及び教育委員会は、教育振興基本計画の案を作成するに当たっては、その基本的な事項についてあらかじめ学識経験を有する者の意見を聴くとともに、市民の意見を反映するための適切な措置を講ずるものとする。

6 市長は、第 2 項の議決があったときは、遅滞なく、教育振興基本計画を公表しなければならない。

7 前各項（第 4 項を除く。）の規定は、教育振興基本計画を変更する場合について準用する。

用語解説

あ行

【イノベーション】

日本では主に「技術革新」「経営革新」などの意味で経済・経営分野で用いられている。新しい市場や資源の開拓、新機軸の導入など、新しく取り入れて実施したり、手を加えて改変したりすることを指す。

か行

【学習ツール】

ここでは、コンピュータを使った学習を補助するためのソフトウェアや個別学習を支援するワークシートなどの学習教材を指す。反復練習や発展的な学習にも効果があるといわれている。

【ガバナンス】

協治、共治などと訳される。「ガバメント」は政府が垂直的に国民を統治する旧来型の統治形態を指すのに対し、「ガバナンス」は政府・自治体だけでなく、市民やNPO等の民間団体をはじめ様々な機関が自主的・積極的に運営に参加し、横一列に水平的に協働しながら諸問題の解決にあたることを指す。

【カリキュラム】

学校教育において、教育内容を系統立てて編成したもの。教育課程のこと。

【基礎自治体】

一般的に、市町村及び東京都の特別区のこと。住民にとって最も身近な行政主体であることから、広域自治体である都道府県に対してこの名称が用いられている。

【希望転任（いわゆるFA制）】

教諭が自らの経験を生かし、情熱や意欲・能力を一層発揮できるよう、積極的な発意により自己の教育課題や目標に取り組める転任先を募り、その募集に応じた校長と協議し、人事異動の成立を図ることで教職員組織の活性化を図るもの。

【協働（パートナーシップ）】

市民・地域団体やNPOなどの市民活動団体・大学・企業・行政など、異なる組織や人同士が、共通の目的のもと、対等な立場に立ち、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力し合うこと。

【グループウェア】

ある組織の中で、コンピュータのネットワークを活用して、構成員同士がさまざまな情報を共有し、業務を効率化するためのソフトウェア。

【グローバル化】

政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大すること。

【グローバル人材】

世界的な競争と共生が進む現代社会において、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識などを持った人材。

【広域行政】

その効果が基礎自治体又は都道府県の行政区域を越えて、より広域的に行われるべき行政。

【国際共通語】

英語が国際共通語であることについては、「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策について」(平成23年7月：文部科学省初等中等教育局国際教育課)で示されている。

【国際バカロレア】

国際バカロレア機構(本部ジュネーブ)が提供する国際的な教育プログラム。国際バカロレア(IB: International Baccalaureate)は、1968年、チャレンジに満ちた総合的な教育プログラムとして、世界の複雑さを理解して、そのことに対処できる生徒を育成し、生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格(国際バカロレア資格)を与え、大学進学へのルートを確保することを目的として設置。現在、認定校に対する共通カリキュラムの作成や、世界共通の国際バカロレア試験、国際バカロレア資格の授与等を実施。

【コンテンツ】

電子メディアの領域においては、CD-ROM、DVD、ネットワークメディアなどを通じて提供される情報や知識という内容や素材(音楽、映像など)を指す。ここではデジタル機器を媒体として学習を行うための教材を指す。

さ行

【指定校変更】

学校教育法施行令第8条により、市町村教育委員会が相当と認めるときは、指定した就学校について保護者の申立てにより、他の学校に変更することができるとされている。本市では、児童・生徒が就学する市立の小・中学校については、住所による通学区域に基づいて指定しており、基本的には指定された学校への就学となるが、転居後も従前の学校への就学を継続させるなど相当な理由がある場合、指定された学校以外への就学(指定校変更)希望者に対して、その変更について区長の許可により認められる場合があるとしている。

【市民力】

自分たちでものごとを決め、社会的な課題に対してはともに解決に当たるという市民一人ひとりの、自律し連帯する力のこと。

【小中一貫した教育】

小・中学校の義務教育9年間を見通した、連続性・一貫性のある教育を展開するための取組。

小・中学校の設置状況から「連携型」「隣接型」「施設一体型」の3つに分類できる。

連携型

小・中学校が離れた場所に設置している場合の小中一貫した教育の活動形態。連携する学校数、学校の規模により取組は多種多様である。

隣接型

小・中学校が壁等で隣接していたり、道路1本で隔てられたりしている小・中学校の連携形態。「連携型」と同様の取組以外に、学校ごとの独自性を維持しながら、施設の共有、研修会や行事の合同実施など、より一体感のある小中一貫した教育を行うことができる。

施設一体型

小・中学校の施設を同一敷地内に設置し、義務教育9年間を一貫して教育を行う指導形態。校舎施設のハード面の一体化に加えて、学校運営方針や学習内容などのソフト面も一体化することで、「隣接型」の教育を更に発展させた教育に取り組める。

【スクールカウンセラー】

いじめや校内暴力、不登校や高校中退等の学校不適応など学校教育をめぐる様々な問題への対策として学校に配置している心理学の専門家。本市では中学校に配置している。

【スクールソーシャルワーカー】

福祉的なアプローチで学校・家庭・地域などの環境に働きかけながら、福祉関係機関等とのネットワークを活用し、不登校をはじめとする子どもの抱える問題の解決を図る専門家。

【生活指導サポートセンター（個別指導教室）】

学校訪問等により、日常的に学校からの生活指導に関する相談窓口的役割を果たしたり、出席停止期間中の児童生徒に対して、生活指導サポートセンター内に設置する個別指導教室で個に応じた指導を行ったりする。

た行

【タブレットPC】

主に画面に触れて操作するタイプの、携帯性に優れた情報端末の総称。比較的小型で子どもにも扱いやすいものが多く、ネットワークを利用した学習への活用が広がっている。

【懲戒】

不当な行為に対する戒め、制裁。学校教育法において、校長・教員は教育上必要な場合、児童・生徒に対し、体罰を除く懲戒を加えることができるとされている。

【ティーチング・メソッド】

ここでは、授業時間の中で行われる、さまざまな形態の授業方法を指す。

【デジタル教科書】

紙媒体の教科書の内容を電子化したもので、タブレットPCや電子黒板などを用いて、表記内容の編集・拡大・朗読、動画やインターネットへの接続などの機能を活用することにより、教員と子ども又は子ども同士の双方向性のコミュニケーション、教員による子どもの学習履歴の把握、個々の子どもの自学自習などに資することができる。

【特別免許状制度】

教員免許状を持っていない人であっても、各分野の優れた知識経験や技能をもっている社会人について、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により、特別免許状を授与し教諭に任用することができる制度。

な行

【ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）】

住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方。

【ネイティブ・スピーカー】

ある言語を母語として話す人。

は行

【発達障がい】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

【パブリック・コメント】

行政における計画等の策定過程において、案の段階で広く公表し、市民等からの意見・提言を求め、寄せられた意見等に対する行政の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮して意思決定を行うしくみのこと。

【フォニックス】

英語の綴りと発音を関連付けて、正しい読み方を習得する方法。

【ポストドクター】

大学の博士課程終了の研究者。主に博士号取得後に任期を決めて大学の研究職に就いている人。博士研究員。

ま行

【マネジメント】

一般に、管理、経営などと訳される。人材・資産・資金を有効に活用し、健全かつ持続可能な

経営体質を確立することとされている。

【メンター】

ギリシャの詩人ホメロスの書いた叙事詩「オデュッセイア」に登場する「メントル」に由来する言葉であり、良き指導者、優れた助言者、恩師のこと。

ら行

【ラーニング・メソッド】

ここでは、あらゆる学習場面で、児童・生徒が主体的に学ぶための方法を指す。

わ行

【ワークショップ】

体験型の講座の意味。ファシリテーターと呼ばれる司会進行役が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営される会議で、住民参加型の合意形成などに用いられている。

A ~ Z

【ICT】

Information and Communication(s) Technology の略。情報通信技術のこと。

【OJT】

On the Job Training の略。職場での実務を通じて行う職員の教育訓練のこと。

【TOEFL】

Test of English as a Foreign Language の略。英語を母国語としない人を対象とする英語コミュニケーション能力を測るテスト。北米圏を中心とする大学では、TOEFL テストスコアを英語能力の証明、入学や推薦入学、奨学金、卒業の基準として利用している。

「大阪市教育振興基本計画策定有識者会議」開催要綱

(目的)

第1条 市長及び教育委員会が、大阪市教育振興基本計画を改訂する計画案を作成するに当たり、本市の教育の振興のための基本的な目標及び施策の大綱並びに本市における教育の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項に関する基本的な事項についてあらかじめ意見を聴くため、「大阪市教育振興基本計画策定有識者会議」(以下「会議」という。)を開催する。

(会議の構成員)

第2条 会議の委員は、前条に掲げる事項に関する学識経験を有する者のうちから市長及び教育委員会が委嘱する。

2 前項の委員のほか、次に掲げる者のうちから市長及び教育委員会が指名するものが、会議に出席し、意見を述べ、又は説明を行う。

- (1) 市長
- (2) 教育委員会委員
- (3) 大阪市立学校園の校園長
- (4) その他必要があると認めたる者

(座長)

第3条 会議の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、平成24年8月から平成25年2月までとする。

(公開)

第5条 会議は、原則公開とする。ただし、本市の会議の公開基準に基づいて、公表することが適当でない事項は非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育委員会事務局総務部総務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成24年8月16日から適用する。

「大阪市教育振興基本計画策定有識者会議」委員名簿

	氏 名	役 職
座 長	西村 和雄	京都大学経済研究所特任教授
座長代理	子安 増生	京都大学大学院教育学研究科教授 日本心理学諸学会連合理事長 日本発達心理学会理事長
委 員	富田 福代	大阪教育大学教職教育研究センター教授
委 員	中原 徹	大阪府立和泉高等学校長
委 員	野崎 晃平	(株)豊田自動織機 常務執行役員
委 員	村上 憲郎	(株)村上憲郎事務所代表取締役 大阪府・大阪市特別参与 (エネルギー戦略会議)

(五十音順)

大阪市教育振興基本計画

平成 28 年 3 月

大阪市教育委員会事務局総務部教育政策課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 - 3 - 20